



サービス等生産性向上IT導入支援事業

通常枠(A・B類型)・セキュリティ対策推進枠・デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)共通



IT導入支援事業者登録の手引き

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局

令和5年(2023年)3月20日策定

令和5年(2023年)4月17日改訂



IT導入補助金2023

本手引きは、通常枠(A・B類型)、セキュリティ対策推進枠及びデジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)共通です。

本手引きについて

本手引きはIT導入支援事業者として登録申請を行う事業者を対象に、登録申請を行う際の準備、手続き、注意点等について記載しています。

なお、本手引きの対象は、通常枠(A・B類型)、セキュリティ対策推進枠及びデジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)においてIT導入支援事業者登録を行う際の「IT導入支援事業者の登録手引き」となります。

本手引きとあわせて、[IT導入支援事業者登録要領](#)を熟読し、登録申請を進めてください。

※本手引きの内容は、予告なく変更となる場合があります。更新版の手引きは事務局ホームページにて公開のうえ、告知します。また変更点は手引き内に明記します。

IT導入支援事業者として登録申請を行うにあたって

1. IT導入支援事業者としての登録要件について

IT導入支援事業者として登録申請をするには、登録要件をすべて満たしている必要があります。必ずすべての要件項目をよく読み、登録申請時にはすべての要件項目にチェックをいれてください。

2. 登録申請内容・提出書類について

申請内容、提出書類は、審査にて使用いたします。正しい情報を申請し、明確に情報が読みとれる書類を提出してください。

3. IT導入支援事業者の広報・宣伝の範囲について

IT導入支援事業者として採択されていない段階で、自社のホームページ等においてIT導入補助金の採択事業者であると宣伝を行うことを禁じます。また、採択後においても、以下の「NG例」にあげられるような誤解を与える表現を用いることは認められません。

「OK例」 “IT導入補助金2023 採択事業者”

「NG例」 “経済産業省 推奨事業者”

1. IT導入補助金について

1. IT導入補助金とは	P.5
2. 事業スキーム	P.5
3. 通常枠(A・B類型)	P.6
4. セキュリティ対策推進枠	P.6
5. デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)	P.6
6. 補助対象経費及び補助率、対象類型、補助上限額・下限額	P.7
7. 各種登録・申請期間	P.7
8. 補助対象となるITツール	P.8
9. 事業フロー	P.9
10. 本事業の手続きについて	P.11

2. IT導入支援事業者とは

1. IT導入支援事業者とは	P.13
2. IT導入支援事業者の登録要件	P.13
3. IT導入支援事業者の業務内容	P.14
4. IT導入支援事業者の登録形態	P.16
5. コンソーシアムの構成例	P.17

3. 登録申請について

1. 登録申請・審査の流れ	P.19
2. デジタル化基盤導入類型におけるハードウェアについて	P.20
3. セキュリティ対策推進枠におけるサイバーセキュリティお助け隊サービスについて	P.20
4. 登録申請に必要な情報	P.21
5. 登録申請に必要な書類	P.22
6. 履歴事項全部証明書について	P.23
7. 納税証明書について(法人)	P.24
8. 本人確認書類について	P.25
9. 納税証明書について(個人)	P.26
10. 確定申告書について	P.27
11. コンソーシアム協定書について	P.29

4. 登録申請の入力画面イメージ

1. 登録申請・審査の流れ	P.31
2. 登録申請を始める	P.31
3. 事業者情報の入力	P.32
4. 構成員情報の入力	P.47
5. ITツール情報の入力	P.52
6. 事務局への提出	P.53
7. 申請情報の削除、登録申請後の取下げ	P.54

5. ステータス・通知メール

1. ステータスについて	P.56
2. 通知メールについて	P.58

6. 採択後の情報変更・辞退(取り下げ)

1. 情報変更について	P.60
2. 辞退(取り下げ)について	P.63

7. お問い合わせ

1. お問い合わせ	P.65
-----------	------



1. IT導入補助金について

1. IT導入補助金とは
2. 事業スキーム
3. 通常枠(A・B類型)
4. セキュリティ対策推進枠
5. デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)
6. 補助対象経費及び補助率、対象類型、補助上限額・下限額
7. 各種登録・申請期間
8. 補助対象となるITツール
9. 事業フロー
10. 本事業の手続きについて

1. IT導入補助金について

1-1 ▶ IT導入補助金とは

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助するものです。

IT導入補助金では、通常枠(A・B類型)、セキュリティ対策推進枠、デジタル化基盤導入枠の3つの枠を設けており、それぞれ事業目的や対象経費、補助率などが異なります。

1-2 ▶ 事業スキーム

本事業の通常枠(A・B類型)、セキュリティ対策推進枠、デジタル化基盤導入類型は、以下スキーム図のように「IT導入補助金事務局」「IT導入支援事業者」「中小企業・小規模事業者等」の3者で遂行されます。

<IT導入補助金事務局>

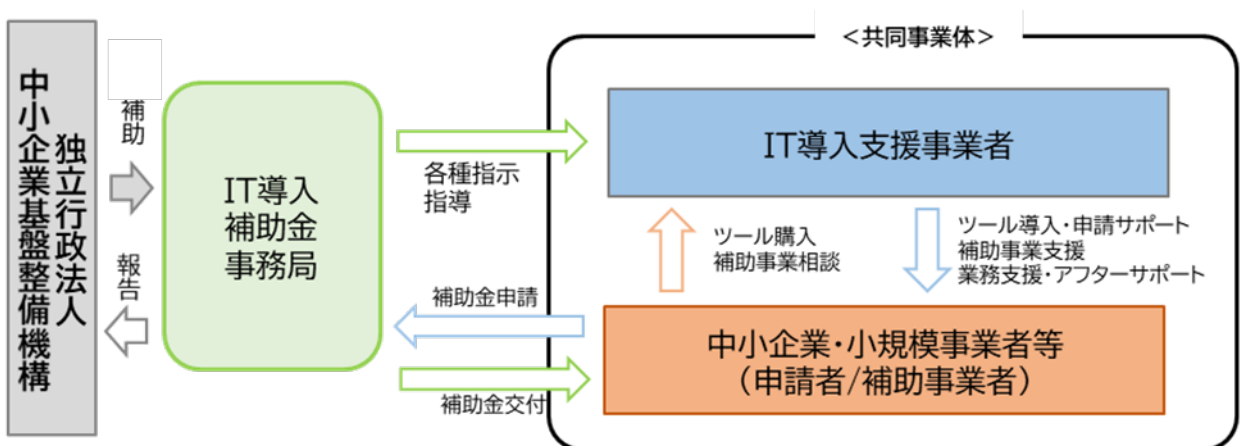
一般社団法人サービスデザイン推進協議会が運営するサービス等生産性向上IT導入支援事業事務局を指し、申請の受付、検査、補助金の交付等を行います。

<IT導入支援事業者>

中小企業・小規模事業者等が補助事業を円滑に実施するためのサポート等を行う、本事業における事業パートナーを指します。

<中小企業・小規模事業者等(申請者/補助事業者)>

生産性向上のため業務プロセスの改善と効率化に資するITツールを導入し、補助金の交付を受ける者を指します。



1-3 ▶ 通常枠(A・B類型)

■ 事業目的

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入するための事業費等の経費の一部を補助等することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的とします。

■ 補助対象となる事業

本事業は、製品・サービスの生産・提供など、生産活動に資する事業を行っている中小企業・小規模事業者等が、自社の強み・弱みを認識、分析し、生産性向上のためプロセスの改善と効率化に資する方策として、あらかじめ事務局に登録されたITツールを導入する補助事業者に対し、当該ITツールの導入費用の一部を補助するものです。

1-4 ▶ セキュリティ対策推進枠

■ 事業目的

サイバーインシデントが原因で事業継続が困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が供給制約・価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや中小企業・小規模事業者等の生産性向上を阻害するリスクを低減するため、中小企業・小規模事業者等が、ITツール(「サイバーセキュリティお助け隊サービス」)を導入する際の経費の一部を補助することにより、サイバーセキュリティ対策の強化を図ることを目的とします。

■ 補助対象となる事業

本事業は、製品・サービスの生産・提供など、生産活動に資する事業を行っている中小企業・小規模事業者等が、サイバー攻撃被害による潜在的な生産性低下を防ぐためにセキュリティ対策を強化する方策として、あらかじめ事務局に登録されたITツールを導入する補助事業者に対し、当該ITツールの導入費用の一部を補助するものです。

1-5 ▶ デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)

■ 事業目的

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が複数年にわたって中小企業・小規模事業者等の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」内の「IT導入補助金」において、デジタル化基盤導入類型を設け、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等を支援するとともに、インボイス制度への対応も見据えつつ、企業間取引のデジタル化を強力に推進するため、「通常枠」よりも補助率を引き上げて優先的に支援します。

■ 補助対象となる事業

本事業は、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフト、PC・タブレット、レジ・券売機等を導入し、中小企業・小規模事業者等が労働生産性を向上させるとともに、インボイス制度も見据えたデジタル化を進めるためのITツールの導入費用の一部を補助するものです。

1-6 ▶ 補助対象経費及び補助率、対象類型、補助上限額・下限額

補助対象経費の区分に対して、補助率を乗じて得られた額の合計については、補助上限額・下限額の範囲内で補助をします。

申請類型によって補助対象経費、補助率、補助金申請額が異なります。

枠	通常枠		セキュリティ対策推進枠	デジタル化基盤導入枠				
	A類型	B類型		デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	
補助額	5万円～150万円未満	150万円～450万円以下	5万円～100万円	ITツール (下限なし)～350万円		PC・タブレット等	レジ・券売機	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費 ⇒左記と同様
				内、～50万円部分	内、50万円超～350万円部分	～10万円	～20万円	(2)上記(1)以外の経費 ⇒補助上限額は50万円×グループ構成員数、補助率は2/3以内((1)+(2)の補助上限額は3,000万円)
機能要件	1プロセス以上	4プロセス以上	独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス	会計・受発注・決済・ECのうち1機能以上	会計・受発注・決済・ECのうち2機能以上	左記ITツールの使用に資するもの		(3)事務費・専門家費⇒補助率は2/3以内、補助上限額は((1)+(2))×10%に補助率2/3を乗じた額若しくは200万円のいずれか低い方
補助率	1/2以内		1/2以内	3/4以内	2/3以内	1/2以内		
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費		サービス利用料(最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、ハードウェア関連費、導入関連費			ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費	

1-7 ▶ 各種登録・申請期間

IT導入支援事業者登録申請

2023年3月20日(月)受付開始

※採択の詳細については、本事業のホームページにて随時公開

ITツール登録申請

2023年3月20日(月)受付開始

交付申請・事業実施期間(予定)

交付申請期間

2023年3月28日 受付開始

事業実施期間

交付決定後～ ※受付スケジュールは本事業ホームページ上に順次公表

本事業の公募は、複数回締切を設け、それまでに受け付けた申請を審査し交付決定を行う予定です。

スケジュールの詳細が決まり次第、本事業ホームページ上で公開します。

※制度内容・スケジュール等は変更する場合があります。

1-8 ▶ 補助対象となるITツール

ITツールとは、本事業においてIT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に事前登録された補助事業者の労働生産性向上に資するソフトウェア・オプション・役務・ハードウェアの総称(一部のハードウェアは事前登録不要)です。

ITツールは、大分類Ⅰ～Ⅴに分類され、更にカテゴリー1～カテゴリー10にカテゴライズされます。カテゴリーごとに要件が定められていますので、ITツール登録要領をよく読み、適切なカテゴリー区分へ登録申請を行ってください。

カテゴリー図

大分類Ⅰ ソフトウェア		
カテゴリー1 ソフトウェア		
<p>保有する機能が本登録要領にて定義するプロセス(業務プロセスまたは汎用プロセス)の中からいずれか1つ以上に該当するソフトウェアが対象となる。業務プロセスとはソフトウェアが保有する機能を導入することによって、特定の業務の労働生産性が向上するまたは効率化される工程のことを指す。汎用プロセスとは業種・業務に限定されず、業務プロセスと一緒に導入することで更に労働生産性を向上させる専用ソフトウェアを指す。</p>		
大分類Ⅱ オプション		
カテゴリー2 機能拡張	カテゴリー3 データ連携ツール	カテゴリー4 セキュリティ
<p>大分類Ⅰソフトウェアの機能を拡張するもの。フォーマット変換、バックアップ、ファイル管理などのユーティリティ、カスタマイズ用アドオン・プラグインソフト、WEBサーバ、DBサーバ、システム運用などのミドルウェアパッケージが対象となる。</p>	<p>大分類Ⅰソフトウェアのデータソースからデータを受け取り、ソフトウェアやシステム間でデータを相互に共有・活用ができるように連携・同期を行うもの。EAIやETL製品などが対象となる。 EAI…Enterprise Application Integrationの略 ETL…Extract Transform Load の略</p>	<p>導入する大分類Ⅰカテゴリー1ソフトウェアを安全に使用するために講ずるセキュリティ対策費用(データの暗号化、悪意あるウイルスからの防御、アクセス制限、改ざん排除等を行う情報セキュリティ対策ソフトやサービス等)が対象となる。</p>
大分類Ⅲ 役務		
カテゴリー5 導入コンサルティング	カテゴリー6 導入設定・マニュアル作成・導入研修	カテゴリー7 保守サポート
<p>交付決定後に発生するITツールの導入に向けた詳細設計(導入計画、教育計画の策定等)などのコンサルティング費用。</p>	<p>大分類Ⅰソフトウェア、大分類Ⅱオプション、大分類ⅣハードウェアのITツールのインストール作業や動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用、操作指導等の教育費用やマニュアル作成費用等が対象となる。</p>	<p>大分類Ⅰソフトウェア、大分類Ⅱオプションの保守費用全般が対象となる。</p>
大分類Ⅳ ハードウェア ※デジタル化基盤導入類型のみ		
カテゴリー8 PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機	カテゴリー9 POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機	
<p>大分類Ⅰカテゴリー1ソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”のいずれかの機能を含む)と併せて導入する場合に限り、PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機の購入費用及びこれらにかかる運搬費がデジタル化基盤導入類型において対象となる。導入する大分類Ⅰカテゴリー1ソフトウェアを継続的に利用するにあたって、必要最低限の機器一式が補助対象となる。</p>	<p>大分類Ⅰカテゴリー1ソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”のうち“決済”の機能)で登録されたPOSレジシステムをインストールし利用するためのPC・タブレット(いわゆるモバイルPOSレジとして利用する為の汎用PC機器)、券売機が対象となる。</p>	
大分類Ⅴ サイバーセキュリティお助け隊サービス ※セキュリティ対策推進枠のみ		
カテゴリー10 サイバーセキュリティお助け隊サービス		
<p>独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表するサイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されているサービスであること。</p>		

 ITツール登録については、「[ITツール登録の手引き](#)」「[ITツール登録要領](#)」を参照してください。

1-9 ▶ 事業フロー

本事業は以下のフローで行います。



IT導入支援事業者登録



IT導入支援事業者への登録を希望する者は、事務局へIT導入支援事業者登録申請を行います。IT導入支援事業者登録申請完了後、事務局の審査、外部審査委員会の審査を経て採否を決定します。

 IT事業者登録についての詳細は、「[IT導入支援事業者 登録要領](#)」と本手引きを参照してください。



ITツール登録



IT導入支援事業者は、補助対象となるITツールを事務局へ登録申請します。ITツール登録申請後、事務局・外部有識者の審査、外部審査委員会の審査を経て登録が完了します。

※登録されていないITツールは交付申請をすることができません。
(デジタル化基盤導入類型で対象となる一部ハードウェアを除く。)


 ITツール登録についての詳細は、「[ITツール 登録要領](#)」を参照してください。



交付申請



補助金の交付を希望する中小企業・小規模事業者等(「申請者」または「補助事業者」という。)とIT導入支援事業者は、交付申請に必要な情報を取り揃え、交付申請を作成します。交付申請は、申請者が事務局へ提出をします。提出された交付申請は、外部審査委員会による審査を経て採否が決定します。

 交付申請についての詳細は、後日公開される「[交付申請の手引き](#)」を参照してください。



交付決定



事務局の審査及び外部審査委員会の審査の結果、採択となった申請者へ事務局は「交付決定通知」を行います。

交付決定通知を受けた申請者は「補助事業者」となり、補助事業を開始することができます。



必ず、「交付決定」を受けた後に事業を開始してください。

「交付決定」を受ける前に、契約・発注、納品、請求、支払い等を行った場合、補助金の交付を受けることができません。



事業の実施



交付決定を受けた後、補助事業を実施します。事業実績報告時に必要となる情報を事前に確認し、事業に係る証憑は全て破棄等せずに保管をします。

実績報告時に必要な証憑が提出できない場合、補助金の交付を受けることができません。



事業を実施する際には、必ず契約を最初に行ってください。


契約前に、納品、請求、支払い等を行った場合、補助金の交付を受けることができません。

1-9 ▶ 事業フロー

 事業実績報告

実施した事業内容を事務局へ報告します。報告された内容は事務局にて確定検査を行います。必要に応じて立入調査・ヒヤリング等を行うことがあります。

 実績報告が提出されるまでにすべてのITツールにおいて「事業」が完了し、ITツールの利用・運用が開始されている必要があります。

 事業実績報告についての詳細は、後日公開される「事業実施・実績報告の手引き」を参照してください。

 補助金額の確定

確定検査の結果、補助事業が適切に実施されたことが認められると、事務局は補助事業者へ補助金確定内容の承認を依頼します。補助事業者は内容を確認し、承認を行います。

 補助金の交付

事務局は補助事業者へ「補助金額確定の通知」を行い、補助金を交付します。

 事業実施効果報告

■ 通常枠(A・B類型)

事業終了後、生産性向上に係る数値目標に関する情報(売上、原価、従業員数及び就業時間等)及び給与支給総額・事業場内最低賃金等を効果報告期間内に報告します。

■ セキュリティ対策推進枠


事業終了後、生産性向上に係る数値目標に関する情報(売上、原価、従業員数及び就業時間等)、給与支給総額・事業場内最低賃金、及びセキュリティ対策状況を効果報告期間内に報告します。

■ デジタル化基盤導入類枠(デジタル化基盤導入類型)

事業終了後、インボイス制度への対応状況及びITツールを継続的に活用していることを証する書類等を効果報告期間内に報告します。

対象類型	年度	事業実施効果報告対象期間	事業実施効果報告期間
通常枠(A・B類型)	1年度目	2024年4月1日～2025年3月31日	2025年4月～2025年7月
	2年度目	2025年4月1日～2026年3月31日	2026年4月～2026年7月
	3年度目	2026年4月1日～2027年3月31日	2027年4月～2027年7月
セキュリティ対策推進枠	3年度目	2026年4月1日～2027年3月31日	2027年4月～2027年7月
デジタル化基盤導入類型		ITツール導入後～	2024年4月 ^(※)

(※) 賃上げによる加点を受ける場合は、3年間の事業計画期間後に賃上げの実施状況等について報告すること。

 事業実施効果報告についての詳細は、後日公開される「事業実施効果報告の手引き」を参照してください。

 アフターフォロー

IT導入支援事業者は補助事業終了後も補助事業者のサポートを行います。

1-10 ▶ 本事業の手続きについて

本事業の手続きは全て電子申請にて行います。
IT導入支援事業者には「IT事業者ポータル」、申請者には「申請マイページ」が付与されます。

IT事業者ポータル



IT導入支援事業者へ付与されるポータルサイトです。本事業では、IT導入支援事業者登録～事業実施効果報告まで全ての手続きをIT事業者ポータルを用いて行います。

また、事務局からのお知らせの確認や各種書類のダウンロード、登録情報の編集、変更申請を行うこともできます。

構成員ポータル



コンソーシアム構成員へ付与されるポータルサイトです。コンソーシアム構成員として登録申請をするには、幹事社が構成員ポータルの発行を行い、構成員となる者が構成員ポータルから情報入力を行います。

採択後、幹事社の詳細情報の確認、コンソーシアムが登録しているITツールの検索、新規ITツールの登録申請等を行うことができます。

また、構成員自身が担当する交付申請のマイページ招待や申請情報の入力・閲覧を行うことも可能です。

申請マイページ



申請者へ付与されるポータルサイトです。交付申請以降の手続きを行う際に使用します。交付申請を始める際には、申請者はIT導入支援事業者からマイページ招待を受け、申請マイページの開設を行います。



IT事業者ポータルイメージ

IT導入補助金2023

令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業
令和3年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業

※画面イメージ

[メインページ](#)

[パスワード変更](#)

[ログアウト](#)

- IT導入支援事業者
情報関連
- IT導入支援事業者
情報詳細
- ITツール関連
- その他

お知らせ

新着情報

2023年 02月 16日


- ・ [マイページお知らせ確認.jpg](#)
- 【マイページお知らせ表示確認】
- 〇〇のため××をお願いいたします。

事務局からのご連絡

ご連絡は特ありません。



2. IT導入支援事業者とは

1. IT導入支援事業者とは
 2. IT導入支援事業者の登録要件
 3. IT導入支援事業者の業務内容
 4. IT導入支援事業者の登録形態
 5. コンソーシアムの構成例
- 

2. IT導入支援事業者とは

2-1 ▶ IT導入支援事業者とは

IT導入支援事業者とは、ITツールの導入により生産性の向上を目指す中小企業・小規模事業者等と共に事業を実施するパートナーとして、中小企業・小規模事業者等に対するITツールの説明、導入、運用方法の相談等のサポート及び、補助金の交付申請や実績報告等の事務局に提出する各種申請・手続きのサポートを行う事業者であり、事務局及び外部審査委員会による審査の結果、採択された者を指します。



$$\text{労働生産性} = \frac{\text{粗利 (売上 - 売上原価)}}{\text{従業員数} \times \text{年間の勤務時間平均(一人あたり)}}$$

IT導入支援事業者の選定について

IT導入支援事業者登録申請完了後、事務局及び外部審査委員会において審査を行い、事務局はIT導入支援事業者を採択します。採択をもってIT導入支援事業者の登録が完了します。

2-2 ▶ IT導入支援事業者の登録要件

IT導入支援事業者として登録申請を行う際、要件に反する場合、登録はできません。IT導入支援事業者として登録が完了した後も要件に反する事象が見受けられた場合には、IT導入支援事業者登録要領「2-3留意事項(5)不正行為について」に抵触するとみなし、処分の対象となる場合があります。登録形態により登録要件が異なるため、よく確認し、登録申請を行ってください。



登録要件については、IT導入支援事業者登録要領を参照してください。

**法人(単独)
登録要件**

**IT導入支援事業者
登録要領**
P.10~P.11 参照

**コンソーシアム
(幹事社)
登録要件**

**IT導入支援事業者
登録要領**
P.12 参照

**コンソーシアム
(構成員)
登録要件**

**IT導入支援事業者
登録要領**
P.12~P.14 参照

2-3 ▶ IT導入支援事業者の業務内容

IT導入支援事業者として採択後の業務の内容は、以下のとおりです。

ITツールの登録(随時)

- IT導入支援事業者登録(IT導入支援事業者登録において1つ目のITツールを登録申請する必要があります)が完了した後、2つ目以降のITツール登録申請が可能となります。必要に応じてITツールの登録申請を行います。

補助事業・ITツールに関する問合せ対応・周知活動

- 本事業の目的等を理解した上で、事務局が公開する各種資料及び本事業のホームページ上の情報を活用し、周知活動等を行います。
- 申請者からの本事業に関する事業計画や交付申請等の様々な問合せに対応します。
- 本事業の交付申請を検討している中小企業・小規模事業者等に対し、当該事業者の経営課題等を把握して本事業の目的に沿ったITツールの提案を行うとともに、見積もり等の依頼・問合せに対応します。

交付申請の作成

- 交付申請の作成(申請マイページへの招待、事業計画作成支援、ITツール情報の入力等)を行います。※ セキュリティ対策推進枠では、事業計画作成は申請者が行います。
- 導入するITツールの機能や効果について、申請者と認識共有を図ります。
- 補助事業を実施する上での各種ルールを遵守することを申請者に徹底させます。
- 交付申請の提出は申請者が行います。

事業の実施 / ITツールの導入

- 交付決定後、補助事業者に対し、ITツールの契約、導入、代金の請求・受領を行い、事業の円滑な遂行を支援します。
- 補助事業者に対し、事業実施に係る証憑は全て保管させ、実績報告時に提出ができるよう指導します。

実績報告の作成

- ITツールの導入完了後、実績報告の作成(ITツール情報の入力等)を行います。事務局の別途定める事業実施期間内に事業を完了し、実績報告提出期日までに実績報告を提出するよう作成を進めてください。実績報告の提出は補助事業者が行います。

2-3 IT導入支援事業者の業務内容

ITツール導入後のアフターサポート

- ITツールの導入後も、補助事業者へのアフターサポート等について迅速に対応します。
- 以下に該当する場合は、辞退の手続きを行う必要があるため速やかに事務局へ報告を行うよう指導を行います。



注意点

- ① 本事業において導入したITツールを解約・利用停止した場合
 - 複数のITツールを導入し、そのうちの一部を解約する場合であっても、実施している補助事業の辞退とみなします。
- ② 廃業、倒産、事業廃止、事業譲渡、吸収合併等により補助事業を取りやめた場合
 - 辞退となる場合、交付規程に基づき、交付された補助金の全部又は一部の返還が必要になる場合があります。なお、返還が必要となる場合、交付規程に基づき、補助金受領の日から返還金納付の日までの日数に応じ、加算金を納付する必要があります。また、納付が遅れた場合には延滞金が発生します。
 - 賃上げ目標必須要件の類型に申請した事業者(適用業種を除く)は、効果報告前及び賃上げ目標に定められた要件の達成状況判定前に辞退した場合、賃上げ目標の要件未達成とみなされ補助金の全額返還となるため留意してください。

事業実施効果報告

- 事業実施効果報告に際して、効果報告作成の支援、必要情報の収集・集計、必要書類の取りまとめ等を行います。

※ 事業実施効果報告の提出は補助事業者が行います。



注意点

- 賃上げ目標が必須となるB類型において、事業実施効果報告が未報告、給与支給総額の増加目標が未達又は事業場内最低賃金の増加目標が未達の場合、補助事業者に対して補助金の全部又は一部の返還となるため留意してください。
- 事業実態がないあるいはITツールが導入されていない等の疑義が生じた場合、事務局から確認の連絡をする場合がある。確認の結果、補助事業が遂行されていない(やむを得ないと事務局が判断した場合を除く)ことが発覚した場合、交付規程に基づき交付決定の取消しや取消しに伴う補助金の返還、あるいは是正措置などの対応がとられる場合があるので留意してください。




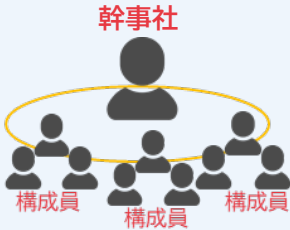
事業実施の定義について

- 事業実施とは、ITツールの「契約・申し込み」「納品」「支払い」の手続きが一連の流れで行われるものとし、「契約・申し込み」はすべての手続きの中で先立って行われる必要があり、そのあとに続く「納品」「支払い」の順番は問いません。ただし、「支払い」の前に、必ず「請求」が行われている必要があります。
- 実績報告が提出されるまでにすべてのITツールにおいて「事業」が完了し、ITツールの利用・運用が開始されている必要があります。
- 実績報告提出後の確定検査において「契約・申し込み」よりも先に「納品」・「支払い」・「請求」の手続きが行われていることが確認された場合や、「請求」よりも先に「支払い」が行われていることが確認された場合は、補助金の交付が行えず、交付決定の取消しとなる場合があるので留意してください。

2-4 ▶ IT導入支援事業者の登録形態

IT導入支援事業者の登録形態には、「法人(単独)」「コンソーシアム」の2つがあります。

単独で登録要件を満たしている場合は単独での登録が可能です。単独ではなく、複数者でコンソーシアムを形成しIT導入支援事業者としての業務を包括的に行うことも可能です。

法人(単独)登録	コンソーシアム登録
<p>法人(単独)で登録を行い、ITツールの登録～事業実施効果報告まで、IT導入支援事業者の活動全てを1法人で行います。</p> <p style="text-align: center;">法人(単独)</p> 	<p>幹事社1社と構成員1者以上で「コンソーシアム」を形成し、複数者でIT導入支援事業者としての活動を行います。</p> <p style="text-align: center;">幹事社</p>  <p>◎幹事社として登録できるのは法人のみです。 ◎コンソーシアムの名称は任意で設定できます。</p>

■ コンソーシアム協定書

コンソーシアムとして登録申請をするには、幹事社と構成員で本事業における協定を締結する必要があります。必要事項を記載したコンソーシアム協定書を作成してください。

※本手引き [P.29](#)を参照してください。

■ 複数のコンソーシアムへの登録が可能です

法人(単独)での登録は、1法人1登録となりますが、複数のコンソーシアムに登録することや、法人(単独)とコンソーシアムの両方に登録することができます。

ただし、同時に事務局へ複数の登録申請を行うことはできません。登録申請を行い「採択」となった後、次の登録申請を行ってください。不採択となった場合、登録形態に関わらずその後の本年度のIT導入支援事業者へ登録申請を行うことはできません。

例)



- 1.法人(単独)で登録
- 2.「コンソーシアムA」の幹事社として登録
- 3.「コンソーシアムB」の構成員として登録



法人(単独)とコンソーシアム幹事社、構成員への登録が可能です。



- 1.「コンソーシアムC」の構成員として登録
- 2.「コンソーシアムD」の構成員として登録
- 3.「コンソーシアムE」の構成員として登録



複数のコンソーシアム構成員として登録が可能です。



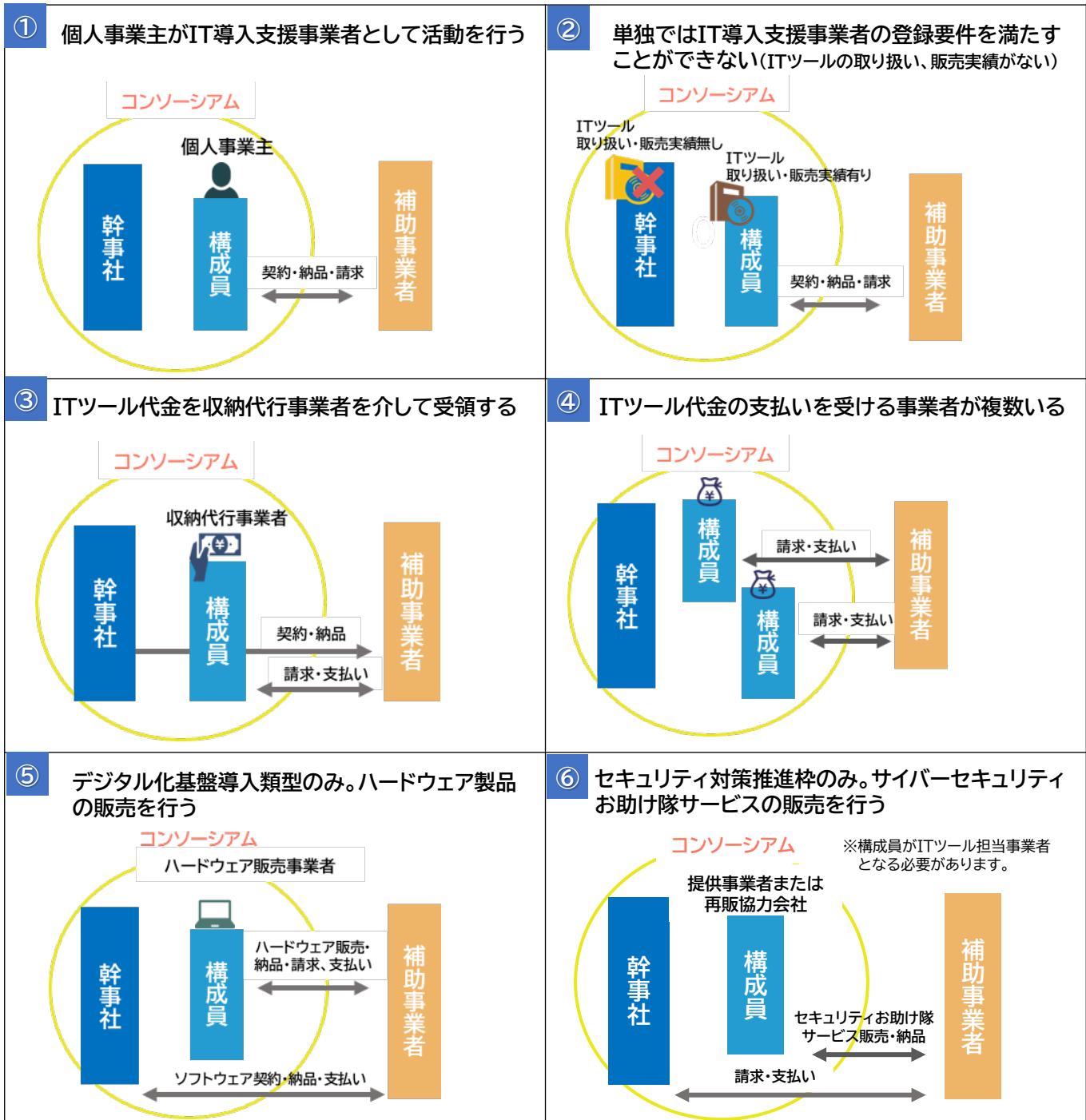
- 1.法人(単独)で登録
- 2.法人(単独)で登録



法人(単独)は1つしか登録ができません。

2-5 ▶ コンソーシアムの構成例

以下の場合コンソーシアムを組む必要があります。法人(単独)での登録はできません。



⑦ 幹事社
基幹となるクラウドサービスの開発・販売会社

構成員
そのサービス向けの外部アプリの開発、導入を行う事業者

⑧ 幹事社
ITの導入コンサルティングのみを行う事業者

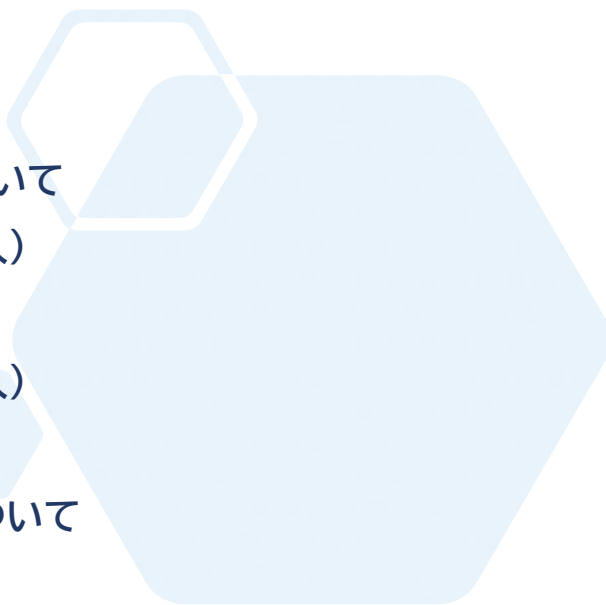
構成員
製品を導入する事業者

⑨ 幹事社
団体・組合の幹事社

構成員
団体・組合の会員、構成員



3. 登録申請について

1. 登録申請・審査の流れ
 2. デジタル化基盤導入類型におけるハードウェアについて
 3. セキュリティ対策推進枠におけるサイバーセキュリティお助け隊サービスについて
 4. 登録申請に必要な情報
 5. 登録申請に必要な書類
 6. 履歴事項全部証明書について
 7. 納税証明書について(法人)
 8. 本人確認書類について
 9. 納税証明書について(個人)
 10. 確定申告書について
 11. コンソーシアム協定書について
- 

3. 登録申請について

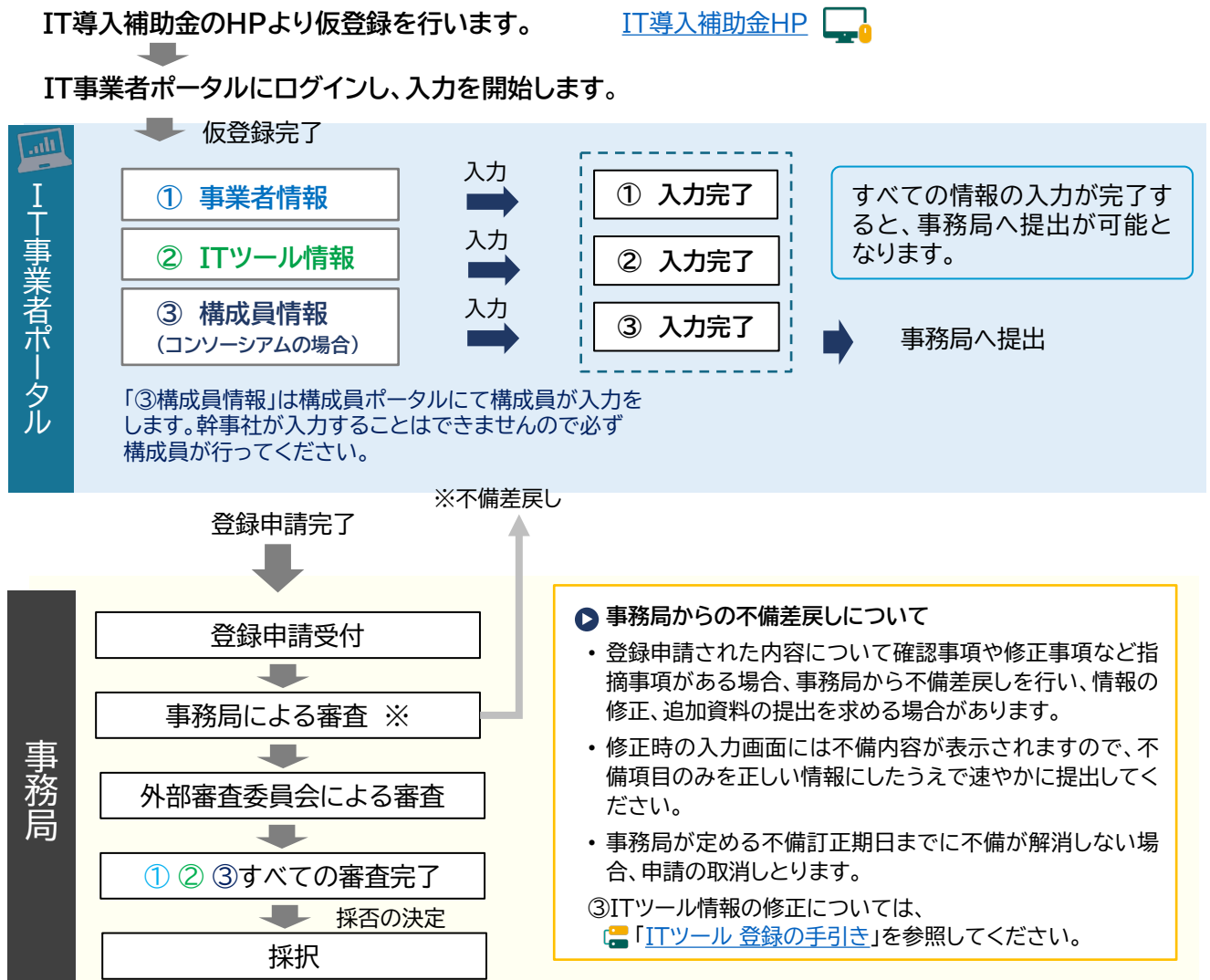
3-1 ▶ 登録申請・審査の流れ


登録申請を行う際には以下の情報を全て入力し、事務局へ提出します。

- ① IT導入支援事業者としての事業者情報
- ② 自社で取り扱う本事業の要件を満たす代表的なITツール1つの情報
- ③ コンソーシアム構成員1者の情報(コンソーシアム登録の場合)

登録申請の際には、自社で取り扱うITツールのうち、本事業の要件を満たすITツールの申請が必要となります。コンソーシアムにおいて幹事社がソフトウェアの取り扱い・販売実績がない場合、コンソーシアムとして要件を満たすよう、必ず、ソフトウェアの取り扱い・販売実績のある構成員を1者目の構成員として登録してください。

登録申請の流れ



 採択後、2つ目以降のITツール、追加構成員の登録申請を行うことができます。
 ※不採択となった場合、登録形態に関係なく同一年度内での登録申請はできませんので十分にご注意ください。

3-2 ▶ デジタル化基盤導入類型におけるハードウェアについて

デジタル化基盤導入類型で補助対象となるハードウェアをITツールとして取り扱う場合、IT導入支援事業者の登録申請時に、その旨を申告してください。

ハードウェア販売の実施についての申告

- IT導入支援事業者登録申請時に申告を行わなかった場合、ハードウェア製品をITツール登録することはできません。
- 登録完了後にハードウェア販売を行うことになった場合、登録変更申請にて申告を行ってください。

(コンソーシアムの場合)

- 幹事社は、コンソーシアムとしてのハードウェアの製品の販売予定について申請時に申告をしてください。幹事社がハードウェアの販売を行わず、構成員が行う場合は、幹事社が登録申請時に申告を行ってください。

ハードウェア製品の事前ITツール登録について

【カテゴリ-8 PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機】

- 事前のITツール登録は**不要**です。交付申請において価格・数量を申請してください。

【カテゴリ-9 POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機】

- 事前のITツール登録が**必要**です。ITツール登録を行ってください。

登録申請時の画面イメージ

ハードウェア販売予定 必須		
※幹事社はコンソーシアムとしてのハードウェアの販売予定についてお答えください。構成員のみがハードウェア販売を実施する場合も、幹事社にて「販売予定あり」を選択してください。		
PC・タブレット・ プリンター・ スキャナー・複合機	<input checked="" type="radio"/> 販売予定あり ※事務局HP掲載項目	<input type="radio"/> 販売予定なし
POSレジ・ モバイルPOSレジ・ 券売機	<input checked="" type="radio"/> 販売予定あり ※事務局HP掲載項目	<input type="radio"/> 販売予定なし

ハードウェアの販売を行う場合は、「販売予定あり」にチェックをいれてください。

3-3 ▶ セキュリティ対策推進枠におけるサイバーセキュリティお助け隊サービスについて

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表するサイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されているサービスのみが対象となり、ITツール登録が可能です。また、サイバーセキュリティお助け隊サービスをITツール登録する際のITツール担当事業者(ITツールを登録・管理するIT導入支援事業者)は、サイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載の提供事業者または再販協力会社に限りません。

「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」とは、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が制定した「サイバーセキュリティお助け隊サービス基準」を充足することを、お助け隊サービス審査登録機関により確認されたサービスを掲載したリストを指します。

 対象となるITツールについての詳細は、「[ITツール登録の手引き](#)」を参照してください。

3-4 ▶ 登録申請に必要な情報

登録申請時の主な入力項目、必要書類一覧です。登録申請を行う際には必要情報を揃えたうえで、正確に情報を入力してください。

※登録形態、組織形態により項目が異なります。



登録申請の主な入力項目と添付書類一覧

gBizIDは不要です

仮登録

- 登録形態
- 法人番号
- メールアドレス

財務情報

- 決算月
- 売上高
- 経常利益
- 借入金
- 従業員数
- 自社製品・サービスについて

取り扱いITツールの種類(合計)

- ① 製品名
- ② 製品が対応する業種
- ③ 製品の概要紹介
- ④ 製品の累計販売数
- ⑤ 導入先の会社名
- ⑥ 製品の取り扱い開始時期または販売開始時期
- ⑦ 製品の累計売上額

本事業への取り組みについて

- 本事業にIT導入支援事業者として取り組むにあたっての姿勢
- 今年度のITツール登録予定数
- ハードウェア販売予定の有無
- 今年度の交付申請予定数
- 当補助金に携わる担当者の数
- 本事業に関する営業業務の委託先の有無
- 営業業務の委託先の数
- 主な委託先の名称
- 顧客数(合計)
- 顧客内の中小企業割合
- 情報セキュリティ認証の取得について

基本情報

- 屋号・商号
- 現住所
- 本店所在地
- 設立年月日
- 個人事業主の生年月日
- 資本金
- 代表者役職
- 代表者氏名
- 従業員数:正規雇用の人数
- 従業員数:パート・アルバイト
- 従業員数:契約社員
- 従業員数:派遣社員
- 従業員数:その他
- 役員数
- 業種コード
- 会社概要
- 会社URLまたは会社案内
- 申請者向けコンソーシアム紹介コメント
- 営業所の数
- 営業所所在地
- サポート地域
- 代表電話番号
- 問い合わせ先:電話番号
- 問い合わせ先:FAX番号
- 担当部署名
- 担当者氏名
- 担当部署住所
- 担当連絡先
- 事業所所在地

添付書類

- 履歴事項全部証明書(法人)
- 法人税納税証明書(法人)
- 本人確認書類(個人事業主)
- 所得税納税証明書(個人事業主)
- 確定申告書(個人事業主)
- コンソーシアム協定書(コンソーシアム幹事社)

3-5 ▶ 申請に必要な書類

IT導入支援事業者登録申請を開始するにあたり、事前に必要な書類を準備してください。

IT導入支援事業者として登録申請を行うには書類の提出が必要となります。法人(単独)、コンソーシアム幹事社、コンソーシアム構成員(法人)、コンソーシアム構成員(個人事業主)それぞれ必要な書類を準備のうえ、登録申請を開始してください。



法人(単独)・コンソーシアム幹事社・コンソーシアム構成員(法人)の必要書類

- ① **履歴事項全部証明書**
 - ・登録申請日から遡って、3か月以内に発行されているものに限りです。
- ② **法人税の納税証明書(その1またはその2)**
 - ・直近分のものに限りです。 ※一期の決算を迎えたうえで提出すること
 - ・税務署にて発行されているものに限りです。
 - ・電子納税証明書の場合は、交付請求時にPDF形式にて発行されたフォーマット(窓口発行の納税証明書と同一フォーマット)のみ有効です。
※XML形式で発行された納税証明データシート等は認められません。



コンソーシアム構成員(個人事業主)の必要書類

- ① **運転免許証または運転経歴証明書または住民票**
 - ・住民票は登録申請日から遡って、3か月以内に発行されているものに限りです。
 - ・運転免許証は登録申請日が有効期限内であるものに限りです。
 - ・免許証の裏面に変更履歴が記載されている場合は、裏面も提出してください。
- ② **所得税の納税証明書(その1またはその2)**
 - ・直近分のものに限りです。
 - ・税務署の窓口にて発行されているものに限りです。
 - ・電子納税証明書の場合は、交付請求時にPDF形式にて発行されたフォーマット(窓口発行の納税証明書と同一フォーマット)のみ有効です。
※XML形式で発行された納税証明データシート等は認められません。
- ③ **確定申告書**
 - ・令和4年分であること。
 - ・税務署にて受領されていることが確認できるものに限りです。
※個人事業主で、旧姓で事業を行っており、①と②及び③の姓名が不一致となる場合、姓名の変更がわかる書類を、①とあわせて添付してください。

各書類の注意点は次ページ以降に記載しています。

3-6 ▶ 履歴事項全部証明書について

法人(単独)・コンソーシアム幹事社・コンソーシアム構成員(法人)の必要書類です

履歴事項
全部
証明書

- ☑ **履歴事項全部証明書**であること。
 - ※登記データサービスや現在事項証明書は認められません。
 - ☑ 登録申請日において**発行日から3か月以内のもの**であること。
 - ☑ **全ページ揃っている**こと。
 - ※10MBを超える場合は事前にコールセンターへご連絡ください。
- ・ 該当しない項目がある場合、有効な書類と認められません。
- ・ 申請時点で最新の情報が記載された履歴事項全部証明書を提出してください。

履歴事項全部証明書 ← イメージ

会社法人等番号	0000-00-000000	
商号	株式会社	
本店	株式会社	平成30年 6月 1日変更 平成30年 6月 5日登記
	東京都中央区京橋	平成30年 6月 1日移転 平成30年 6月 5日登記
本店	東京都中央区日本橋茅場町	平成30年 6月 1日移転 平成30年 6月 5日登記
公告する方法	当会社の公告は、東京都において発行される日本新聞に掲載する	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://	平成30年 6月 1日設定 平成30年 6月 5日登記
会社成立の年月日	平成28年 6月 1日	
目的	1. 家電電器用品の製造及び販売 2. 家具、什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 前各号に附帯する一切の業務 平成30年 6月 1日変更 平成30年 6月 5日登記	
単元株式数	5株	
発行可能株式総数	4000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株	
資本金の額	金1000万円	
整理番号	エ072589 ※ 下線のあるものは特許事項であることを示す。	
役員に関する事項	取締役 株式会社 太郎 取締役 株式会社 太郎 平成30年 6月 1日重任 平成30年 6月 5日登記 取締役 株式会社 次郎 取締役 株式会社 次郎 平成30年 6月 1日重任 平成30年 6月 5日登記	
整理番号	エ072589 ※ 下線のあるものは特許事項であることを示す。	
令和4年3月25日	印	
整理番号	エ072589 ※ 下線のあるものは特許事項であることを示す。	

履歴事項全部証明書であること

※(登記データサービスや現在事項証明書は認められません)

青枠の項目は申請時の入力項目です。申請時には、履歴事項全部証明書の内容を正確に入力してください。

・法人番号

※履歴事項全部証明書に記載の法人等番号は12桁です。13桁の法人番号が不明な場合は、国税庁法人番号公表サイトにて確認してください。

・商号(法人名)

・本店住所

・設立年月日

・資本金

・役員情報

全ページ揃っていること

申請日において、発行日から3か月以内のものであること

全ページ揃っていること

3-7 ▶ 納税証明書について (法人)

法人(単独)・コンソーシアム幹事社・コンソーシアム構成員(法人)の必要書類です。

納税
証明書

- ☑ 納税証明書(その1納税額等証明用)または(その2所得金額用)であること
※(その3)(その4)や、領収書等は認められません。
 - ☑ 税目が法人税であること ※消費税等は認められません。
 - ☑ 直近分であること ※申請時点で取得できる直近分に限りです。
 - ☑ 発行元が税務署であること
- ・ 該当しない項目がある場合、有効な書類と認められません。

電子納税証明書の場合は、交付請求時にPDF形式にて発行されたフォーマット(窓口発行の納税証明書と同一フォーマット)のみ有効です。XML形式で発行された納税証明データシート等は認められません。

納税証明書 (その2 所得金額用)

納税証明書 (その1 納税額等証明用)

住所(納税地)
氏名(名称)
代表者氏名

税目 法人税

年度及び区分	納付すべき税額		納付済額	未納税額	法定納期限等
	申告額	更正・決定後の額			
(自) 令和4年1月1日 (至) 令和4年12月31日 本税	■■■■■	*****	■■■■■	■■■■■	Y0 *****
	以下		余	白	

(備考)
○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

徴管(証明) 第 ■■■■■ 号
上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和5年3月5日
税務署長
財務事務官 ■■■■■

Image

納税証明書(その1納税額等証明用)または(その2所得金額用)であること


税目が法人税であること
※消費税等は認められません

申請時点で取得できる直近分であること

税務署が発行していること

3-8 ▶ 本人確認書類について

コンソーシアム構成員(個人事業主)の必要書類です

 本人確認書類は以下のいずれかを添付してください。

本人確認
書類

- 運転免許証(申請日が有効期限内であること)
※裏面に記載がある場合は裏面も提出してください。
- 運転経歴証明書
- 住民票(申請日時点で発行日から3か月以内であること)

氏名 補助 花子 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

住所 東京都〇〇区〇〇1-1-1
交付 令和〇〇年〇〇月 11111

2024年(令和6年)〇月〇日まで有効

免許の条件等

運転免許証

番号 第 000000000000 号

二種 平成〇〇年〇〇月〇〇日 種 中型 原付
他 平成〇〇年〇〇月〇〇日 種 小型 原付
二種 平成〇〇年〇〇月〇〇日 種 原付

〇〇委員会

備考

新住所 ****

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です)。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した状態のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・膵臓】

(自筆署名)

【特記欄 : _____】 (署名年月日) _____年 _____月 _____日

住民票

令和5年3月1日

本人確認書類の注意点

- 免許証をスキャンすると文字が不鮮明になることがあります。必ず、全ての項目の文字が読めることを確認してください。※有効期限も必要項目です。
- 免許証の裏面に記載がある場合は、裏面もあわせて提出してください。
- 本人確認書類が外国人名で書かれており、納税証明書又は確定申告書が通称名で書かれている等、通称名がある場合、通称名が申請者本人であることがわかるよう、両方の名前が書かれた書類を本人確認書類とあわせて提出してください。
- 納税証明書又は確定申告書が旧姓である場合も、旧姓と現在の氏名が書かれた書類を本人確認書類とあわせて提出してください。

3-9 ▶ 納税証明書について（個人）

コンソーシアム構成員（個人）の必要書類です。

納税
証明書

- ☑ 納税証明書(その1納税額等証明用)または(その2所得金額用)であること
※(その3)(その4)や、領収書等は認められません。
- ☑ 税目が**所得税**であること ※消費税等は認められません。
- ☑ **直近分**であること ※申請時点で取得できる直近分に限りです。
- ☑ 発行元が**税務署**であること
- 該当しない項目がある場合、有効な書類と認められません。

電子納税証明書の場合は、交付請求時にPDF形式にて発行されたフォーマット(窓口発行の納税証明書と同一フォーマット)のみ有効です。XML形式で発行された納税証明データシート等は認められません。

納税証明書 (その2 所得金額用)

納税証明書 (その1 納税額等証明用)

住所(納税地)
氏名(名称)

年度及び区分	納付すべき税額		納付済額	未納税額	法定納期限等
	申告額	更正・決定後の額			
令和4年分		*****		0	*****
本税		以下	余	白	

(備考)
○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

徴管(証明) 第 〇〇 号
上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和 5 年 3 月 5 日
税務署長
財務事務官

納税証明書(その1納税額等証明用)または(その2所得金額用)であること

税目が所得税であること
※消費税等は認められません

申請時点で取得できる直近分であること

税務署が発行していること

3-10 ▶ 確定申告書について

コンソーシアム構成員(個人)の必要書類です。

確定
申告書

☑ 確定申告書であること

☑ 令和4年分であること

※ただし、やむを得ない事情がある場合に限り令和3年分の提出も可とする。

☑ 税務署が受領していることがわかること

以下、3点のいずれかにより受領が確認できること

①「確定申告書 第一表の控え」に収受日付印が押印されていること

※税理士(税理士法人を含む)の印のみが押印された書類は適切な添付資料として取り扱わない

②「確定申告書 第一表の控え」に受付番号と受付日時が印字されていること

③「確定申告書 第一表の控え」と「受信通知(メール詳細)」が添付できること

※該当しない項目がある場合や受領の確認ができない場合、有効な書類と認められません。

- ①～③の方法で受領が確認できない場合は、提出する「確定申告書 第一表の控え」と「確定申告書 第一表の控えと同年度の納税証明書(その2 所得金額用)」を提出することで審査に必要な書類を充足することができます。その場合、納税証明書の添付の際には、納税証明書(その2 所得金額用)を添付してください。
- 所属する青色申告会による「IT導入補助金における青色申告会の収受日付印にかかる確認書※」をお持ちの場合は、申請時に当該確認書をあわせて添付いただくことで、青色申告会による収受日付印を税務署の収受日付印とみなすことができます。※その青色申告会で収受日付印を押した確定申告書を全て税務署に提出していること等を証明する書類となります。詳細は所属する青色申告会にお問い合わせください。

令和4年分の確定申告書(の控え)であること

横濱 税務署長 令和5年3月1日 令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 FA2201

現在の住所 〒231-8588 個人番号 4031111 第一表 (令和3年分以降用)

神奈川県横浜市〇区〇-〇-〇 フリガナ シンセイ ホジョコ 氏名 申請 補助子

神奈川県横浜市〇区〇-〇-〇 職業 飲食店 番号・番号 申請 補助子 世帯主との続柄 本人

種類 定額 国出 廃止 特異の表示 整理番号 電話番号 045-...-...

収入金額等	事業	営業等	⑦	税	課税される所得金額	③①
	不動産	⑧	上の③①に対する税額又は第三表の⑧		③②	
	利子	⑨	配当控除		③③	
	配当	⑩			③④	
	給与	⑪	政党等寄附金等特別控除		④①	
	公的年金等	⑫	住宅耐震改修特別控除等		④②	
	雑	業務	⑬		引当金等特別控除	④③
	その他	⑭	災害減免額		④④	
	短期	⑮	再発行所得控除(基準所得控除)		④⑤	
	長期	⑯	復興特別所得税額		④⑥	

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯

3-10 ▶ 確定申告書について

以下①～③のいずれかにより受領が確認できる必要があります。

□ 税務署の受領印にて受領が確認できる

横浜〇 税務署長
令和5年3月1日 令和〇4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

現在の住所 〒231-8588 個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
神奈川県横浜市〇区〇〇〇

フリガナ シンセイ
氏名 申請補助子

令和5年3月1日現在の住所 神奈川県横浜市〇区〇〇〇

種類 〇 受取 収入 出金 補正 特異の表示 控除 整理番号

事 業 等 営 業 等 ⑦
業 農 業 ⑧
所 有 不 動 産 ⑨

課税される所得(①-⑥)又は課税される所得に対する(⑦)又は第三表(⑧)の控除

配 当 控 除

□ 受付日時、受付番号により電子申告したことが確認できる

電子申告完了済 受付日時：2023/03/01 10:50:05
受付番号：20230301105005123456

横浜〇 税務署長
令和5年3月1日 令和〇4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

現在の住所 〒231-8588 個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
神奈川県横浜市〇区〇〇〇

フリガナ シンセイ ホ
氏名 申請補助子

令和5年3月1日現在の住所 神奈川県横浜市〇区〇〇〇

種類 〇 受取 収入 出金 補正 特異の表示 控除 整理番号

□ 受信通知(メール詳細)を確定申告書(の控え)と併せて提出できる

国税電子申告・納税システム (e-Tax) 受付システム

受信通知

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

申告内容

提出先
利用税額控除番号
氏名又は名称
受付番号
受付日時
年分
種別
所得金額
第3期分の税額 納める税金
備考

送信されたデータは、「ダウンロード (XML形式)」ボタンよりダウンロードすることができます。
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

ダウンロード (XML形式)

令和〇4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 F A 2

1 8 5 8 8 個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
神奈川県横浜市〇区〇〇〇

フリガナ シンセイ ホジヨコ
氏名 申請補助子

令和5年3月1日現在の住所 神奈川県横浜市〇区〇〇〇

種類 〇 受取 収入 出金 補正 特異の表示 控除 整理番号 045

課税される所得金額(①-⑥)又は第三表(⑧)の控除に対する(⑦)又は第三表(⑧)の控除

配 当 控 除

政治等参加金等特別控除
住宅取得等特別控除
災害損失特別控除
復興特別所得税
所得控除特別控除
源泉徴収控除
申告納税額
予定納税額

令和二年分以降適用
※※※※※又は※の記入を要

3-11 ▶ コンソーシアム協定書について

コンソーシアム幹事社の必要書類です

必要事項を記載したコンソーシアム協定書を作成してください。(提出は押印・署名前のものも可)



コンソーシアム協定書記載項目

●が付いている項目は必須項目です。

1. 協定書等を締結する当事者(幹事社及び構成員)を特定できる名称・押印

- 法人名又は個人事業主名
- 代表者名
- 住所
- 押印

2. 協定書の目的

- 協定書の目的

3. コンソーシアム構成

- コンソーシアム名称
- 幹事社
- 構成員

4. 幹事社及び構成員の役割・責任・権利義務

- 幹事社の役割
- 構成員の役割
- 幹事社の責任(制限の有無等)
- 構成員の責任(責任の範囲等)
- 権利義務譲渡の禁止
- 情報提供及び書類提出の協力

5. 情報の取り扱い

- 秘密情報の定義及び取り扱い(適用期間含む)
- 個人情報の定義及び取り扱い(適用期間・管理含む)

6. 協定の変更および解除の対応

- 協定変更の権限及び同意の範囲
- 協定解除の要件及び効力

7. 契約期間

- 始期及び終期

※終期は文書の保管期限である2029年3月末日を最短として設定してください。

8. 紛争発生時の処置

- 紛争発生時の取り扱い

※コンソーシアム内の紛争はコンソーシアム内のみで解決することを記載してください。




- 合意管轄

9. 協定書に定めのない事項の取り扱い

- 上記1～8までに定めのない事項が発生した場合の取り扱い



4. 登録申請の入力画面イメージ

1. 登録申請・審査の流れ
 2. 登録申請を始める
 3. 事業者情報の入力
 4. 構成員情報の入力
 5. ITツール情報の入力
 6. 事務局への提出
 7. 申請情報の削除、登録申請後の取下げ
- 
- 
- 

4. 登録申請の入力画面イメージ

4-1 ▶ 登録申請・審査の流れ

登録申請の流れ



IT事業者ポータル

STEP ①

IT導入補助金のHPより仮登録を行います。

[P.31~](#)

STEP ②

事業者情報を入力します。

[P.34~](#)

STEP ③

構成員情報を入力します。(コンソーシアムの場合)

[P.47~](#)

STEP ④

ITツール情報を入力します。

[P.52~](#)

STEP ⑤

登録申請完了を入力します。

[P.53~](#)

4-2 ▶ 登録申請を始める

STEP ①

IT導入補助金2023
令和元年度補正 サービス生産性向上IT導入支援事業
 令和3年度補正 サービス生産性向上IT導入支援事業

※画面イメージ

IT導入支援事業者ログイン

※ブックマーク(お気に入り)に追加する場合は本画面を登録してください。

ログインID

パスワード

ログイン

- パスワードをお忘れの方はこちらから
- 平成29年度補正 IT導入補助金の方はこちら
- IT導入補助金2019(平成30年度補正)の方はこちら
- IT導入補助金2020 1次公募(令和元年度補正 前次対応)の方はこちら
- IT導入補助金2020(令和元年度補正・令和2年度補正)の方はこちら
- IT導入補助金2021(令和元年度補正・令和2年度第三次補正)の方はこちら
- IT導入補助金2022(令和元年度補正・令和3年度補正)の方はこちら
- IT導入補助金HP

IT事業者ポータルのご利用はWindows環境でのMicrosoft® Edge®、Google Chrome™の各最新版を推奨しています。推奨環境以外でご利用された場合は、表示や動作が正しく行われない可能性があります。正しい申請情報をご提出いただき、審査が行えません。必ず上記推奨ブラウザをご利用ください。

「仮登録がお済みでない方はこちら」から開始してください。

4-2 ▶ 登録申請を始める

STEP ①

仮登録に必要な情報を入力してください。

IT導入補助金2023

※画面イメージ

令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業
 令和3年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業

IT導入支援事業者仮登録

仮登録内容入力

登録形態 必須

法人（単独） コンソーシアム（幹事社）

登録形態をご確認ください。仮登録完了後、登録形態の変更はできません。
コンソーシアム構成員の登録申請を行う場合は、幹事社へ仮登録メールの送信を依頼してください。

法人番号 必須

法人番号（半角数字13桁）を入力すると、法人名と所在地が表示されますので、内容に誤りがないかをご確認ください。

法人名

所在地

ログインID 必須

ログインIDは半角英小文字・半角数字で構成された8～20文字の文字列で作成してください。
一度登録したログインIDは変更できません。

メールアドレス 必須

メールアドレス（確認用） 必須

ユーザ規約

※スクロールして必ず最後までお読みください。

1. 利用目的
当サイトで得た令和元年度補正ならびに令和3年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業（以下、本事業という。）の実施に関連する事項にのみ使用させていただきます。それ以外の目的で利用することは一切ございません。

2. 個人情報提供
当サイトで得た「個人情報」は、本事業を実施するために、外部の企業に委託したり、本人へのサービスや利便性の向上を図るために、当事務局が提携する企業に情報を提供したりする場合があります。それ以外には次の場合を除き、本人の承諾なしに個人情報を第三者に提供することはありません。

(1)本人の同意がある場合

※登録申請にあたっては、規約への同意が必要です。

ユーザ規約に同意します

IT事業者ポータル開設のメールが送信されます。よく確認してください。

▶ 仮登録

▶ TOP

IT事業者ポータル開設のメールが送信されます。よく確認してください。

ユーザ規約をすべて読み、チェックを入れてください。

4-2 ▶ 登録申請を始める

STEP ①

仮登録を完了し、仮登録完了メールからログインID・パスワードの設定を行ってください。



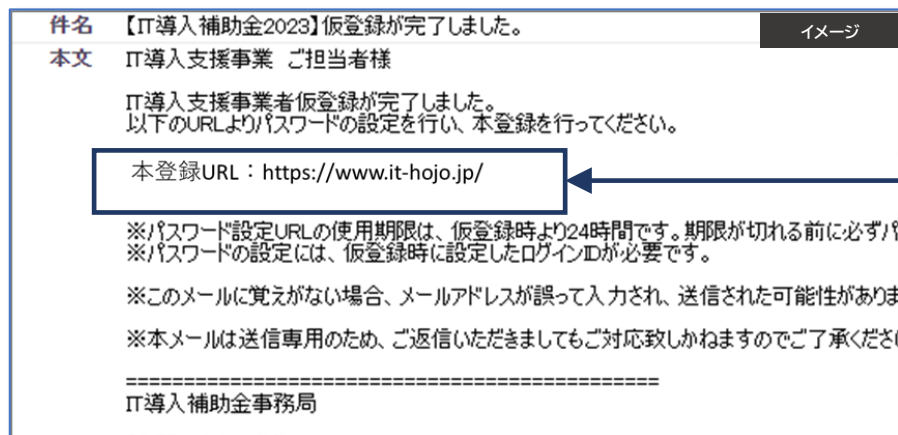
メールの送信には
10分～20分かかります。



仮登録完了メールが届きます。



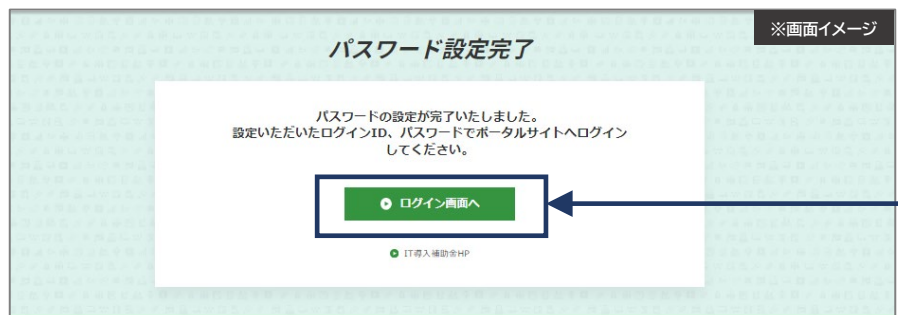
URLの使用期限は仮登録から24時間です。



メールが届いたら、メール
に記載のURLから手続き
を進めてください。



ログインIDを入力し、パス
ワードを設定してくださ
い。



ログイン画面へ進み、登録
申請手続きを進めてくだ
さい。

4-3 ▶ 事業者情報の入力

STEP ②

IT事業者ポータルにログインし、申請手続きを進めてください。

IT導入補助金2023
令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業
令和3年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業

※画面イメージ

IT導入支援事業者ログイン

※ブックマーク（お気に入り）に追加する場合は本画面を登録してください。

ログインID

パスワード

ログイン

- パスワードをお忘れの方はこちらから
- 仮登録がお済みでない方はこちらから
- 平成29年度補正 IT導入補助金の方はこちら
- IT導入補助金2019（平成30年度補正）の方はこちら
- IT導入補助金2020 1次公募（令和元年度補正 臨時対応）の方はこちら
- IT導入補助金2020（令和元年度補正・令和2年度補正）の方はこちら
- IT導入補助金2021（令和元年度補正・令和2年度第三次補正）の方はこちら
- IT導入補助金2022（令和元年度補正・令和3年度補正）の方はこちら
- IT導入補助金HP

IT事業者ポータルのご利用はWindows環境でのMicrosoft® Edge®, Google Chrome™の各最新版を推奨しています。推奨環境以外でご利用された場合は、表示や動作が正しく行われない可能性があります。正しい申請情報をご提出いただき、審査が行えません。必ず上記推奨ブラウザをご利用ください。

設定したログインID・パスワードでログインし、手続きを開始してください。

IT導入補助金2023
令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業
令和3年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業

申請者
コンソーシアム名
※画面イメージ

メインページ | パスワード変更 | ログアウト

IT導入支援事業者
情報関連

その他

下記書類をよく読み、本制度や手続きの手順について十分理解のうえ、手続きを進めてください

IT導入支援事業者 登録要領

IT導入支援事業者登録の手引き

手続き画面へ

4-3 ▶ 事業者情報の入力

STEP ②

全ての申請要件を確認し、チェックを入れてください。

IT導入補助金2023

申請番号: SIT
コンソ

※画面イメージ

メインページ
パスワード変更
ログアウト

IT導入支援事業者
情報開示

その他

IT導入支援事業者情報入力

0%100%

IT導入支援事業者登録に伴う要件確認

すべての登録要件をよく読み、該当するすべての項目にチェックを入れてください。

IT導入支援事業者の登録要件 **コンソーシアム（幹事社）登録に伴う要件**

- 1 登録申請時点において、日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること）され、日本国内で事業を営む法人であること。
- 2 安定的な事業基盤を有していること。
- 3 登録申請に必要な情報を入力し、添付資料（IT導入補助金2023 IT導入支援事業者登録要領「4-2 申請項目・必要書類」参照）を必ず提出すること。
- 4 経済産業省又は中小機構から補助金等停止措置又は指名停止措置をうけていないこと。
- 5 反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係をもつ意思がないこと。
- 6 登録申請時点のみならず、補助事業実施期間中においても、訴訟や法令遵守上において、補助事業遂行に支障をきたすような問題を抱えていないこと。
- 7 中小機構が実施する補助事業において、「虚偽の申請」や「利害関係者への不当な利益配賦」といった不正な行為を行っていない（加担していない）こと。また、今後も不正な行為を行わない（加担しない）こと。
- 8 事務局及び中小機構は、交付申請や実績報告時において補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、交付規程第32条に基づく立入調査等を行うこととし、調査への協力を要請された場合は協力すること。協力しない場合は交付決定の取消しや補助金返還となることに同意すること。
- 9 事務局に登録申請を行うITツールが生産性向上に資するよう、最大限の効果を発揮するための環境・体制等の構築を行うこと。また、補助事業者が導入したITツールにおいてデータ漏洩不全や運用障害等が発生しないようメンテナンス及び管理を徹底すること。
- 10 本事業の公募要領・交付規程等に記載の内容を遵守することができること。また、補助事業者に対し、本事業の公募要領・交付規程等に記載の内容を十分に説明し、理解を得た上で交付申請を行わせること。
- 21 本事業のすべてに係る業務を監督する幹事社となり、構成員が関与し事務局に申請されるITツールの登録及び交付申請、実績報告の内容について十分な把握に努め、責任を持って事務局とのやり取りにおける窓口となって活動を行うこと。
- 22 コンソーシアムを構成する構成員を1者以上有し、コンソーシアム内で1者以上は、本事業の対応要件を満たすソフトウェア、それに係るサービスを提供・販売した実績を持ち、事務局が定める要件を満たすITツールを登録及び提供できること。
- 23 コンソーシアムの構成員全員が、『コンソーシアム構成員の要件及び宣誓事項』全ての要件を満たしていることを確認すること。なお、コンソーシアムの構成員は個人事業主も可とする。
- 24 本事業における情報管理、適正な補助金運用等に関する協定等を幹事社・構成員間で締結し、幹事社はこれを事務局からの要請があった際に即時に提出できるよう、管理・保管すること。
※コンソーシアムが行う補助事業全般から生じる一切の責任について、原則、幹事社が負うものとするが、補助事業者が不利益を被らず、協定書で定められている場合はこの限りではない。
- 25 原則として、コンソーシアム内から事務局への問合せ等は、幹事社が取りまとめたうえで行うこと。幹事社は、構成員の登録内容（住所・代表者名・連絡先等）に変更が生じた場合、また何らかの事由によりコンソーシアムを脱退する場合、IT事業者ポータルより、変更手続きを行い、必要に応じて事務局の指示を受けること。

次へ

全ての申請要件に当てはまることを確認し、全ての項目にチェックを入れてください。

すべての要件を満たしていない場合、IT導入支援事業者として登録申請はできません。

35

4-3 ▶ 事業者情報の入力

STEP ②

必要な書類を確認し、添付してください。

IT導入補助金2023
令和元年度補正 サービス生産性向上IT導入支援事業
令和3年度補正 サービス生産性向上IT導入支援事業

※画面イメージ

メインページ パスワード変更 ログアウト

IT導入支援事業者情報入力

0% 100%

添付書類

必要書類を確認のうえ添付してください。

※添付ファイルは10MB未満の「.jpg」「.jpeg」「.png」「.pdf」形式のみ対応しています。
※書類の有効性についてよくご確認ください。

<履歴事項全部証明書写し>
発行から3か月以内のもの **必須**

※全てのページを添付してください。全ページの容量が10MBを超える場合は、コールセンターにお問い合わせください。

[履歴事項全部証明書についての注視点](#)

● ファイル添付 履歴事項.pdf

<法人税納税証明書（その1もしくはその2）>
税務署が発行する直近1期分のもの **必須**

[法人税納税証明書についての注視点](#)

● ファイル添付 納税証明書.pdf

<コンソーシアム協定書または契約書> **必須**

※本事業における情報管理、役割等について構成員と締結していること。

[コンソーシアム協定書・契約書についての注視点](#)

● ファイル添付 協定書 (2).pdf

戻る 次へ

登録形態によって添付書類が異なります。書類の有効性についてよく確認のうえ添付をしてください。

必要書類については本手引きP.22に記載しています。

4-3 ▶ 事業者情報の入力

STEP ②

基本情報を入力してください。

IT導入補助金2023

※画面イメージ
 コンソーシアム

メインページ
パスワード変更
ログアウト

IT導入支援事業者
情報関連

その他

IT導入支援事業者情報入力

0%100%

基本情報

基本情報を入力してください。

※幹事社となる法人の3か月以内に発行された最新の履歴事項全部証明書をお手元にご準備ください。

※●のついている項目は、履歴事項全部証明書に記載のある項目です。

履歴事項全部証明書写し

履歴事項.pdf

登録形態

コンソーシアム

コンソーシアム名

事務局コンソーシアム

※事務局HP掲載項目

コンソーシアム名（フリガナ）

ジムキョクコンソーシアム

※事務局HP掲載項目

コンソーシアムとしての概要

コンソーシアムとしての概要

※事務局HP掲載項目

幹事社の業務内容

※事務局HP掲載項目

販売
 導入
 操作運用コンサル・サポート
 事業計画策定支援

構成員登録予定数

10

※事務局HP掲載項目

● 法人番号

111111111111

情報取得

※法人番号検索から取得できる情報は「*」の付いている情報です。情報を取得できなかった場合は、空欄となりますので、入力してください。

● 幹事社名*

IT導入株式会社

※事務局HP掲載項目

※法人インフォより情報が取得できなかった場合は履歴事項全部証明書に記載の法人名を入力してください。

● 幹事社名（フリガナ）

アイティドウニューカブシキガイシャ

※事務局HP掲載項目

● 本店所在地：郵便番号*

1000000

※事務局HP掲載項目

※郵便番号（半角数字7桁）を入力すると、本店所在地の町名までが表示されますので、内容に誤りがないか確認してください。

※本店所在地は履歴事項全部証明書に記載されている本店の住所を入力してください。

● 本店所在地：都道府

東京都

履歴事項全部証明書に記載のある項目は、履歴事項全部証明書の内容と一致するように入力してください。

4-3 ▶ 事業者情報の入力

STEP ②

基本情報を入力してください。

● 本店所在地：市区町村* 千代田区
村*

● 本店所在地：番地・ビル・マンション名等*
0-0-0
必須

● 設立年月日 **必須** 2000/01/01
[和暦西暦一覧](#)

● 資本金 **必須** 10000000 円

● 代表者役職 **必須** 代表取締役

● 代表者氏名* **必須** 氏： 代表 名： 五郎

● 代表者氏名（フリガナ） **必須** 氏： ダイヒョウ 名： ゴロウ

従業員数：正規雇用的人数 人
必須 ※該当者がいない場合は0を入力してください。

従業員数：パート・アルバイト 人
必須 ※該当者がいない場合は0を入力してください。

従業員数：契約社員 人
必須 ※該当者がいない場合は0を入力してください。

従業員数：派遣社員 人
必須 ※該当者がいない場合は0を入力してください。

従業員数：その他 人
必須 ※該当者がいない場合は0を入力してください。

● 役員数 **必須** 人
※履歴事項全部証明書に記載のある上記代表者以外の役員数を、監査役を含めて入力してください。
※該当者がいない場合は0を入力してください。

役員情報（監査役含む） **必須** ※上記役員数の役員情報（監査役含む）を、最大10名まで入力してください。10名以上役員（監査役含む）がある場合、履歴事項全部証明書に記載の順に10名分入力してください。

※画面イメージ

役員1	● 役職	取締役	
	● 氏名	氏： 取締役	名： 六五郎
	● 氏名（フリガナ）	氏： トリシマリ	名： ムツゴロウ
役員2	● 役職	取締役	
	● 氏名	氏： 取締役	名： 四郎
	● 氏名（フリガナ）	氏： トリシマリ	名： シロウ

戻る

次へ

4-3 ▶ 事業者情報の入力

STEP ②

基本情報を入力してください。

IT導入補助金2023

申請番号: [] ※画面イメージ
 コンソーシアム名: []

← メインページ
パスワード変更
ログアウト

IT導入支援事業者情報入力

その他

IT導入支援事業者情報入力

0%100%

基本情報

基本情報を入力してください。

業種コード 必須

※日本産業分類の細分類コードを入力してください。

検索画面はこちら
※外部サイトを開きます。

政府統計の総合窓口日本標準産業分類検索

検索画面の使い方

日本産業分類とは
※外部サイトを開きます。

日本標準産業分類に関するよくあるお問合せについて

業種：大分類 情報通信業

業種：中分類 情報サービス業

業種：小分類 管理、補助的経済活動を行う事業所（39情報サービス業）

業種：細分類 主として管理事務を行う本社等

会社概要 必須

会社URL 必須

※事務局HP掲載項目
※会社URLを入力、または会社案内を添付してください。

会社案内 必須 ● ファイル添付 選択されていません

申請者向けコンソーシアム紹介コメント 必須

※事務局HP掲載項目

営業所の数（合計） 必須 箇所

サポート地域 必須

複数選択可
※事務局HP掲載項目

全国

北海道

東北地方

青森県
 岩手県
 宮城県
 秋田県

山形県
 福島県

関東地方

4-3 ▶ 事業者情報の入力

STEP ②

基本情報を入力してください。

入分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

※画面イメージ

代表電話番号 必須

問い合わせ先：電話番号 必須
※事務局HP掲載項目

問い合わせ先：FAX番号
※事務局HP掲載項目

問い合わせ先：メールアドレス
※事務局HP掲載項目

担当部署名

担当者氏名 必須 氏： 名：

担当者氏名（フリガナ） 必須 氏： 名：

担当部署住所：郵便番号 必須

担当部署住所：都道府県

担当部署住所：市区町村

担当部署住所：番地・ビル・マンション名等 必須

担当連絡先：会社電話番号 必須
※会社電話番号または携帯電話番号のどちらかを入力してください。

担当連絡先：携帯電話番号 必須

担当連絡先：メールアドレス

◀ 戻る

▶ 次へ

4-3 ▶ 事業者情報の入力

STEP ②

財務情報を入力してください。

IT導入補助金2023

※画面イメージ
 コンソール画面

メインページ
パスワード変更
ログアウト

IT導入支援事業者
情報関連

IT導入支援事業者情報入力

0%
100%

財務状況

財務状況についてお答えください。

前々期 必須

※登録後1回しか決算を行っていない場合、前々期分は期間を設定し「0」を入力してください。

期間	2021 年 1 月 ~ 2021 年 12 月	
売上高	<input style="width: 90%;" type="text" value="42500000"/>	円
経常利益	<input style="width: 90%;" type="text" value="3000000"/>	円
借入金	<input style="width: 90%;" type="text" value="0"/>	円
	※長期借入と短期借入の合計額を入力してください。	
従業員数	<input style="width: 90%;" type="text" value="35"/>	人
	※役員、派遣社員、その他の人数は含まず、正規雇用、契約社員、パート・アルバイトの合計人数を入力してください。	

前期 必須

期間	2022 年 1 月 ~ 2022 年 12 月	
売上高	<input style="width: 90%;" type="text" value="52500000"/>	円
経常利益	<input style="width: 90%;" type="text" value="4000000"/>	円
借入金	<input style="width: 90%;" type="text" value="0"/>	円
	※長期借入と短期借入の合計額を入力してください。	
従業員数	<input style="width: 90%;" type="text" value="30"/>	人
	※役員、派遣社員、その他の人数は含まず、正規雇用、契約社員、パート・アルバイトの合計人数を入力してください。	

戻る
次へ

前々期と前期の期間は重複しないように入力してください。

41

4-3 ▶ 事業者情報の入力

STEP ②

自社製品・サービスについて入力してください。

IT導入補助金2023

[コンテナー](#) [※画面イメージ](#)

メインページ パスワード変更 ログアウト

IT導入支援事業者
情報関連

その他

IT導入支援事業者情報入力

0%
100%

自社製品・サービス

自社で取り扱うITツール・サービスについてお答えください。

競争社が顧客に対し、ITツールを販売・導入した事例がある はい いいえ

対象とする業種 必須

<input checked="" type="checkbox"/> 農業・林業・漁業向け	<input checked="" type="checkbox"/> 建設・土木業向け	
<input checked="" type="checkbox"/> 製造業向け	<input checked="" type="checkbox"/> 情報サービス業向け	<input type="checkbox"/> 運輸業向け
<input checked="" type="checkbox"/> 卸売業向け	<input checked="" type="checkbox"/> 小売業向け	<input type="checkbox"/> 保険・金融業向け
<input checked="" type="checkbox"/> 不動産業向け	<input type="checkbox"/> 物品売買業向け	
<input type="checkbox"/> 専門・技術サービス業向け	<input type="checkbox"/> 宿泊業向け	
<input checked="" type="checkbox"/> 飲食業向け	<input type="checkbox"/> 生活関連サービス業向け	
<input type="checkbox"/> 教育・学習支援業向け	<input type="checkbox"/> 医療業向け	
<input type="checkbox"/> 介護業向け	<input type="checkbox"/> 保育業向け	
<input type="checkbox"/> その他サービス業向け		
<input type="checkbox"/> 上記のいずれにも分類されない業種向け		

取り扱うITツールの種類 (合計) 種類 必須

取り扱うのある代表的なITツール1つについてお答えください。

取り扱うのある代表的なITツール1つについて①～⑦にお答えください。
※導入・販売した実績が明確に読み取れない場合、IT導入支援事業者として採択されません。

① 製品名 必須
※製品名称・サービス名称を入力してください。

①の製品に旧バージョンがある場合すべてのバージョンを含め②～⑦についてお答えください。

② ①の製品が対応する業種 必須

<input checked="" type="checkbox"/> 農業・林業・漁業向け	<input type="checkbox"/> 建設・土木業向け	
<input checked="" type="checkbox"/> 製造業向け	<input checked="" type="checkbox"/> 情報サービス業向け	<input type="checkbox"/> 運輸業向け
<input checked="" type="checkbox"/> 卸売業向け	<input type="checkbox"/> 小売業向け	<input type="checkbox"/> 保険・金融業向け
<input type="checkbox"/> 不動産業向け	<input type="checkbox"/> 物品売買業向け	
<input type="checkbox"/> 専門・技術サービス業向け	<input type="checkbox"/> 宿泊業向け	
<input checked="" type="checkbox"/> 飲食業向け	<input type="checkbox"/> 生活関連サービス業向け	
<input type="checkbox"/> 教育・学習支援業向け	<input type="checkbox"/> 医療業向け	
<input type="checkbox"/> 介護業向け	<input type="checkbox"/> 保育業向け	
<input type="checkbox"/> その他サービス業向け		
<input type="checkbox"/> 上記のいずれにも分類されない業種向け		

③ ①の製品の概要紹介 必須

1. ①の製品の概要をご説明ください。

2. ①の製品の導入事例についてお聞かせください。
具体的な導入事例（導入先業種、従業員規模、導入数量、導入時期等）を用いて、どのようなユーザーの課題解決に繋がったのか等、詳しく述べてください。

④ ①の製品の累計販売数 必須

⑤ 導入先の会社名 必須
※導入先の会社名を必ず1社入力してください。導入先が個人の場合、番号を入力してください。外部に公開することはありません。

⑥ ①の製品の取り扱い開始時期または販売開始時期 必須

⑦ ①の製品の累計売上額 万円 必須

戻る
次へ

導入・販売実績のある代表的なITツールについて回答してください。

代表的な製品の概要紹介

製品について以下2点を詳細に述べてください。

1. ①の製品の概要を説明してください。
2. ①の製品の導入事例について、具体的な導入事例（導入先業種、従業員規模、導入数量、導入時期等）を用いて、どのようなユーザーの課題解決に繋がったのか等、詳しく述べてください。

42

4-3 ▶ 事業者情報の入力

STEP ②

本事業への取り組みについて入力してください。

IT導入補助金2023
令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業
令和3年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業

コンソーシアム ※画面イメージ

メインページ パスワード変更 ログアウト

IT導入支援事業者情報関連
その他

IT導入支援事業者情報入力

0% 100%

本事業への取り組み

本事業への取り組みについてお答えください。

本事業にIT導入支援事業者として取り組むにあたって

1. 2. 3.

IT導入支援事業者に採択された場合の、その後の活動について以下3点について可能な限り詳細に述べてください。
1. 社内においてどのように本事業を周知していきますか
2. 中小企業・小規模事業者等に対してどのように本事業を周知し、利用を促していきますか
3. IT導入支援事業者として、生産性向上を目的とする本事業にどのように取り組みますか

今年度のITツール登録予定数 30 ツール

ハードウェア販売予定

※幹事社はコンソーシアムとしてのハードウェアの販売予定についてお答えください。構成員のみがハードウェア販売を実施する場合も、幹事社にて「販売予定あり」を選択してください。

PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機 販売予定あり 販売予定なし
※事務用HP販売項目

POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機 販売予定あり 販売予定なし
※事務用HP販売項目

今年度の交付申請予定数 50 申請

当補助金に携わる担当者の数(社内) 10 人

当補助金に携わる担当者の数(自社に所属するもの以外) ※構成員は除く 0 人
※該当者がいない場合は0を入力してください。

本事業に関する営業業務の委託先の有無 有 無

営業業務の委託先の数 社
※平均数値で入力してください。

主な委託先の名称
※外部に公開することはありません。

顧客数(合計) 500 社

顧客内の中小企業割合 70 %

戻る 次へ

本事業にIT導入支援事業者として取り組むにあたって

IT導入支援事業者として採択された場合の、その後の活動について以下3点について述べてください。

1. 社内においてどのように本事業を周知していきますか
2. 中小企業・小規模事業者等に対してどのように本事業を周知し、利用を促していきますか
3. IT導入支援事業者として、生産性向上を目的とする本事業にどのように取り組みますか

ハードウェアの販売予定がある場合、「販売予定あり」にチェックを入れてください。

登録申請完了後に販売を行う事になった場合、情報変更が必要になります。

※コンソーシアム構成員が販売を行う場合も、幹事社が「販売予定あり」にチェックをいれてください。

4-3 ▶ 事業者情報の入力

STEP ②

セキュリティ・認証等について入力してください。

The screenshot shows the 'IT導入支援事業者情報入力' (IT Introduction Support Business Information Input) page. The page is titled 'IT導入補助金2023' and includes navigation links for 'メインページ', 'パスワード変更', and 'ログアウト'. A progress bar at the top indicates 0% completion. The main section is 'セキュリティ・認証等' (Security and Certification). It contains a mandatory question: '各種情報セキュリティ認証取得の有無 (ISO/IEC 27001, ISO/IEC 27017, JIS Q 15001, プライバシーマーク)'. Below this, there are checkboxes for '情報セキュリティ認証' (Information Security Certification) with options for ISO/IEC 27001, ISO/IEC 27017, JIS Q 15001, and Privacy Shield. A red box highlights the 'はい' (Yes) radio button for the main question and the checked boxes for ISO/IEC 27001 and Privacy Shield. A callout box points to these elements with the text: '取得している認証にチェックをいれてください。認定証の添付は必要ありません。' (Please check the certifications you have obtained. Attachment of certificates is not required). At the bottom, there are buttons for '戻る' (Back) and '次へ' (Next), with the '次へ' button highlighted by a blue box.

IT導入補助金2023
令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業
令和3年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業

コンソーシアム ※画面イメージ

メインページ パスワード変更 ログアウト

IT導入支援事業者
情報関連
その他

IT導入支援事業者情報入力

0% 100%

セキュリティ・認証等

セキュリティ認証の取得状況についてお答えください。

各種情報セキュリティ認証取得の有無
(ISO/IEC 27001, ISO/IEC 27017, JIS Q 15001, プライバシーマーク)
必須

有 無

情報セキュリティ認証 **必須**

ISO/IEC 27001

複数選択可 ISO/IEC 27017

※事務局HP掲載項目 JIS Q 15001

プライバシーマーク

期間についてお答えください。

gBizIDについて **必須**

gBizIDを取得していますか はい いいえ

gBizIDアカウント種別 gBizエントリー gBizプライム

gBizIDアカウントID

取得している認証にチェックをいれてください。
認定証の添付は必要ありません。

4-3 ▶ 事業者情報の入力

STEP ②

全ての入力が完了しました。ここまでに入力した内容をよく確認してください。

IT導入補助金2023

申請番号: _____
 コンソーシアム名: _____
 事業者名: _____

※画面イメージ

メインページ
パスワード変更
ログアウト

IT導入支援事業者
情報関連

その他

IT導入支援事業者情報入力確認

0%100%

入力内容および添付ファイルを再確認し、入力を完了させてください。
特に、添付したファイルは必ず全てのファイルを開き、内容を確認してください。

IT導入支援事業者登録に伴う要件確認

IT導入支援事業者の登録要件 コンソーシアム（幹事社）登録に伴う要件

- ✓

1 登録申請時点において、日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること）され、日本国内で事業を営む法人であること。
- ✓

2 安定的な事業基盤を有していること。
- ✓

3 登録申請に必要な情報を入力し、添付資料（IT導入補助金2023 IT導入支援事業者登録要領「4-2 申請項目・必要書類」参照）を必ず提出すること。
- ✓

4 経済産業省又は中小機構から補助金等停止措置又は指名停止措置をうけていないこと。

添付書類

履歴事項全部証明書写し	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書.jpg
法人税納税証明書（その1もしくはその2）	<input type="checkbox"/> 法人税納税証明書.jpg
コンソーシアム協定書または契約書	<input type="checkbox"/> コンソーシアム協定書または契約書.jpg

基本情報

当補助金に携わる担当者の数（社内） 0人

当補助金に携わる担当者の数（自社に所属するもの以外）※構成員は除く

本事業に関する営業業務の委託先の有無 無

顧客数（合計） 500社

顧客内の中小企業割合 70%

セキュリティ・認証等

各種情報セキュリティ認証取得の有無（ISO/IEC 27001, ISO/IEC 27017, JIS Q 15001, プライバシーマーク） 有

情報セキュリティ認証 ISO/IEC 27001, プライバシーマーク

gBizIDについて

gBizIDを取得していますか いいえ

戻る

入力完了

全ての添付ファイルを開き、ファイルが読み取れることを確認してください。

修正する場合、「修正」ボタンから各入力画面へ戻り修正ができます。

4-3 ▶ 事業者情報の入力

STEP ②

事業者情報の入力が完了しました。この後は、構成員情報(コンソーシアムのみ)、ITツール情報の入力を行ってください。

IT導入補助金2023
令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業
令和3年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業

申請者
コンソーシアム名: ※画面イメージ
事業名

メインページ パスワード変更 ログアウト

IT導入支援事業者
情報関連
その他

申請情報確認

登録情報

- 「事業者情報」の入力完了後、「構成員情報」「ITツール情報」を入力してください。
- 「構成員情報」は「入力」から構成員ポータル発行をし、構成員ポータルにて構成員が入力します。
- 構成員ポータルでは構成員登録番号が必要となりますので、招待した構成員へ「m00jpziagu」の番号をお伝えください。

全ての情報が「入力済」となりましたら「次へ」を押下し、事務局へ登録申請を行ってください。

事業者情報	入力済	確認
構成員情報	未完了	入力
ITツール情報	未完了	入力

次へ

入力を終了した後で修正する場合、「確認」から修正が行なえます。

確認画面の一番下に「修正」ボタンがありますのでこちらから修正を行ってください。

顧客数(合計) 500社

顧客内の中小企業割合 70%

セキュリティ・認証等

各種情報セキュリティ認証取得の有無
(ISO/IEC 27001, ISO/IEC 27017, JIS Q 15001, プライバシーマーク) 有

情報セキュリティ認証 ISO/IEC 27001, プライバシーマーク

gBizIDについて

gBizIDを取得していますか いいえ

メインページ 修正

4-4 ▶ 構成員情報の入力

STEP ③

構成員の登録申請は以下の流れで行います。

ここからは、コンソーシアム構成員の登録申請手続きになります。

< 構成員の登録申請の流れ >

- ① 幹事社が構成員ポータルを発行する
- ② 構成員が構成員ポータル開設をし、登録申請情報を入力する
- ③ 幹事社が承認する

- ① 幹事社が構成員ポータルの発行をしてください。

IT導入補助金2023 幹事社ポータル

申請情報確認

登録情報

- 「事業者情報」の入力完了後、「構成員情報」「ITツール情報」を入力してください。
- 「構成員情報」は「入力」から構成員ポータルの発行をし、構成員ポータルにて構成員が入力します。
- 構成員ポータルでは構成員登録番号が必要となりますので、招待した構成員へ「m00jzsiagu」の番号をお伝えください。

全ての情報が「入力済」となりましたら「次へ」を押下し、事務局へ登録申請を行ってください。

事業者情報	入力済	確認
構成員情報	未完了	入力
ITツール情報	未完了	入力

次へ

構成員情報の「入力」から幹事社はポータル発行の手続きを開始してください。

採択後、2者目以降の構成員を追加するには、サイドバーの【構成員追加】から行ってください。

IT導入補助金2023 幹事社ポータル

お知らせ

新着情報

2023年 02月 16日 ・マイページお知らせ確認.jpg
【マイページお知らせ表示確認】
〇〇のため××をお願いいたします。

事務局からのご連絡

ご連絡は地にお住まい

構成員追加

4-4 ▶ 構成員情報の入力

STEP ③

① 幹事社は必要情報を入力してください。この後構成員にメールが送信されます。

IT導入補助金2023 幹事社ポータル

コンソーシアム名 ※画面イメージ

メインページ パスワード変更 ログアウト

コンソーシアム構成員登録情報入力

0% 100%

1.基本情報

構成員の管理番号 ※構成員の管理番号は幹事社が任意で設定してください。

事業形態 法人 個人事業

連絡先メールアドレス

入力

3～5桁の半角英数字の構成員の管理番号を任意に設定してください。

構成員ポータル開設メールが送信されます。よく確認してください。

IT導入補助金2023 幹事社ポータル

コンソーシアム名 ※画面イメージ

メインページ パスワード変更 ログアウト

コンソーシアム構成員登録情報入力確認

0% 100%

1.基本情報

構成員の管理番号 12345

事業形態 個人事業

連絡先メールアドレス test@test.jp

戻る 登録完了

IT導入補助金2023 幹事社ポータル

申請番号: SIT0
コンソーシアム名: 事務所コ
事業者名: IT ※画面イメージ

メインページ パスワード変更 ログアウト

コンソーシアム構成員情報入力完了

0% 100%

招待した構成員へ構成員登録番号「m00jpszlagu」のご連絡をお願いいたします。
構成員が入力完了するまでお待ちください。

メインページ

構成員ポータル開設時には登録番号が必要です。構成員へ登録番号を伝えてください。

4-4 ▶ 構成員情報の入力

STEP ③

② 構成員は構成員ポータル開設の手続きを進めてください。



仮登録完了メールが届きます。

IT導入補助金2023アカウントが先行ご利用になりました。

本文 IT導入支援事業 ご担当者様

構成員ポータルのアカウントが発行されました。

下記URLからログインID、パスワードの登録を行ってください。
 なお、ログインID、パスワードの設定時には、『登録番号』が必要になりますので、コンソーシアムの幹事社に『登録番号』をご確認のうえ、登録を行ってください。

構成員ポータル: <https://www.it-hojo.jp/>

ご不明点がございましたら、下記の「IT導入補助金 コールセンター」までご連絡ください。

※このメールに覚えがない場合、メールアドレスが誤って入力され、送信された可能性があります。大変
 ※本メールは送信専用のため、ご返信いただきましてもご対応致しかねますのでご了承ください。

=====

IT導入補助金事務局

【お問い合わせ先】
 サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター
 TEL:0570-666-424
 [IP電話専用回線] 042-303-9749
 受付時間 9:30~17:30(土・日・祝除く)
 ※電話番号はお間違いないようお願いいたします。
 ホームページ: <https://www.it-hojo.jp>
 =====

メールが届いたら、メールに記載のURLから手続きを進めてください。

IT導入補助金2023

令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業
 令和3年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業

メインページ パスワード変更 ログアウト

ログインID・パスワード設定

登録番号

登録番号は幹事社へお問い合わせください。

ログインID

ログインIDは、一層設定されると変更ができませんのでご注意ください。

パスワード

パスワード(確認用)

IT導入支援事業者(構成員)としてポータルサイトを正しく適用いたします。
 ポータルを開設します。

IT導入補助金HP

登録番号は幹事社に問い合わせてください。

IT導入補助金2023

令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業
 令和3年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業

メインページ パスワード変更 ログアウト

ログインID・パスワード設定完了

ログインIDおよびパスワードの設定が完了いたしました。
 設定いただいたログインID、パスワードでポータルサイトへログインしてください。

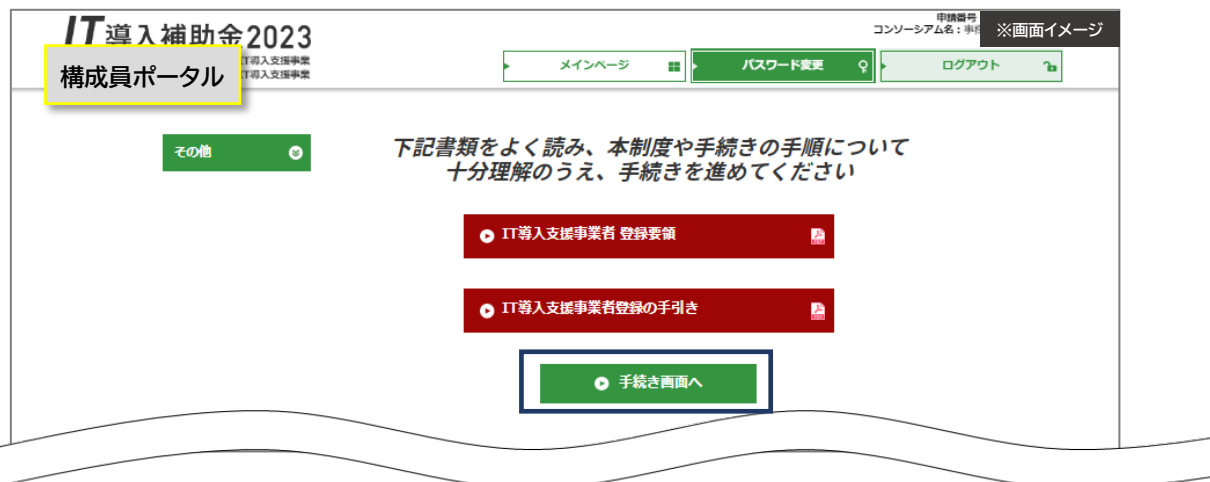
IT導入補助金HP

ログイン画面へ進み、登録申請手続きを進めてください。

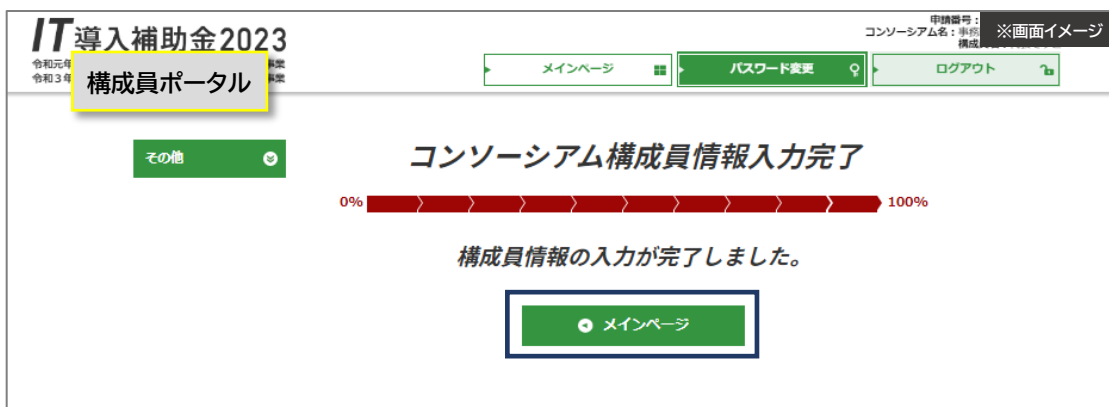
4-4 ▶ 構成員情報の入力

STEP ③

② 手続きを進めてください。



～ 入力手続きを進めてください～

※この後の入力画面については[本手引きP.35～](#)を参照してください。

4-4 ▶ 構成員情報の入力

STEP ③

③ 幹事社は、構成員の入力が完了したら承認をしてください。

IT導入補助金2023 幹事社ポータル

申請情報確認

登録情報

- 「事業者情報」の入力完了後、「構成員情報」「ITツール情報」を入力してください。
- 「構成員情報」は「入力」から構成員ポータルが発行をし、構成員ポータルにて構成員が入力します。
- 構成員ポータルでは構成員登録番号が必要となりますので、招待した構成員へ「m00jpziagu」の番号をお伝えください。

全ての情報が「入力済」となりましたら「次へ」を押下し、事務局へ登録申請を行ってください。

事業者情報	入力済	確認
構成員情報	構成員入力中	確認
ITツール情報	未完了	入力

次へ

「構成員入力中」
構成員が入力しています。

の番号をお伝えください。

全ての情報が「入力済」となりましたら「次へ」を押下し、事務局へ登録申請を行ってください。

事業者情報	入力済	確認
構成員情報	構成員入力済	承認
ITツール情報	未完了	入力

次へ

「構成員入力済」
構成員の入力が完了していますので内容を確認し「承認」を行ってください。

確認画面の一番下に「承認」ボタンがありますのでこちらから承認を行ってください。

訂正がある場合は「構成員に訂正を依頼」から訂正依頼をしてください。

gBizIDを取得していますか いいえ

構成員に訂正を依頼 承認

戻る

構成員情報を確認し、「構成員に訂正を依頼」「承認」を行ってください。

4-5 ▶ ITツール情報の入力

STEP ④

③ ITツール情報の入力を行ってください。

IT導入補助金2023
令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業
令和3年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業

申請者
コンソーシアム名： ※画面イメージ
事業者名

メインページ パスワード変更 ログアウト

IT導入支援事業者
情報関連
その他

申請情報確認

登録情報

- 「事業者情報」の入力完了後、「構成員情報」「ITツール情報」を入力してください。
- 「構成員情報」は「入力」から構成員ポータルを発行し、構成員ポータルにて構成員が入力します。
- 構成員ポータルでは構成員登録番号が必要となりますので、招待した構成員へ「m00jpziagu」の番号をお伝えください。

全ての情報が「入力済」となりましたら「次へ」を押下し、事務局へ登録申請を行ってください。

事業者情報 入力済 確認

構成員情報 入力済 確認

ITツール情報 未完了 入力

次へ

ITツール情報の入力を開始してください。

ITツール登録についての詳細は、「[ITツール登録要領](#)」を参照してください。

IT導入補助金2023
令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業
令和3年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業

申請者
コンソーシアム名： ※画面イメージ
事業者名

メインページ パスワード変更 ログアウト

IT導入支援事業者
情報関連
その他

申請情報確認

登録情報

- 「事業者情報」の入力完了後、「構成員情報」「ITツール情報」を入力してください。
- 「構成員情報」は「入力」から構成員ポータルを発行し、構成員ポータルにて構成員が入力します。
- 構成員ポータルでは構成員登録番号が必要となりますので、招待した構成員へ「m00jpziagu」の番号をお伝えください。

全ての情報が「入力済」となりましたら「次へ」を押下し、事務局へ登録申請を行ってください。

事業者情報 入力済 確認

構成員情報 入力済 確認

ITツール情報 入力済 確認

次へ

全てが「入力済」になると「次へ」が押下できます。

4-6 ▶ 事務局への提出

STEP ⑤

全ての情報の入力完了したら、宣誓をし、事務局へ登録申請を行ってください。

IT導入補助金2023
令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業
令和3年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業

申請番号: SIT04
コンソーシアム名: 事務局コンソーシアム
事業者名: IT導入

※画面イメージ

メインページ | パスワード変更 | ログアウト

IT導入支援事業者情報関連
その他

登録申請

宣誓事項

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び、本事業の交付規程、各種要領・手引き及び『IT導入支援事業者登録に伴う要件確認』の内容に沿って本事業を実施すること。
IT導入支援事業者としての活動内容に不適切な状況があると事務局が判断した場合、IT導入支援事業者の登録取消・ITツールの登録取消が行われること。
以上の内容を十分に理解・承知していることをここに宣誓します。

宣誓日: 2023/02/26

会社名: IT導入株式会社

代表者役職: 代表取締役

代表者氏名: 代表 五郎

上記の内容で宣誓します

戻る | 登録申請

宣誓事項をよく読み
チェックをいれてください。

IT導入補助金2023
令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業
令和3年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業

申請番号: SIT04
コンソーシアム名: 事務局コンソーシアム
事業者名: IT導入

※画面イメージ

メインページ | パスワード変更 | ログアウト

その他

登録申請

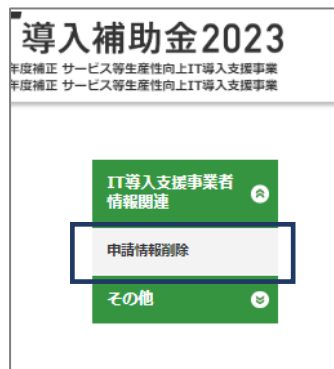
登録申請が完了しました。

メインページ

登録申請が完了しました。事務局にて審査が開始されますので審査完了までお待ちください。
審査は、事業者、構成員、ITツール、それぞれにて行われ全ての審査が完了し採否が決定します。

4-7 ▶ 申請情報の削除、登録申請後の取下げ

登録申請情報は削除、または取下げができます。

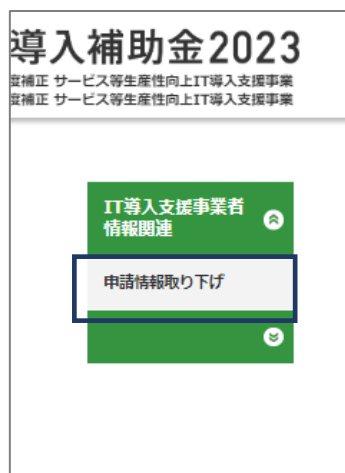


事務局へ登録申請を行う前

事務局へ登録申請をする前に、入力中の情報を削除するには、IT事業者ポータルサイドバーの「申請情報削除」から行ってください。

申請情報を削除すると、アカウントが使用できなくなり、ここまでに入力した情報は全て削除されます。

再度登録を行う場合は、仮登録から開始してください。



事務局へ登録申請を行った後

事務局へ登録申請をした申請を取り下げるには、IT事業者ポータルのサイドバーの【申請情報取り下げ】から行ってください。

【申請情報取り下げ】ボタンが表示されている場合

- ボタンを押下し、取り下げを行ってください。

【申請情報取り下げ】ボタンが表示されていない場合

- 審査の状況により、ボタンが表示されない場合があります。審査の状況を確認しますので、取り下げを希望する旨を本事業のコールセンターまでお問い合わせください。

申請情報を取り下げると、アカウントが使用できなくなり、申請した情報は全て削除されます。

再度登録を行う場合は、仮登録から開始してください。



5. ステータス・通知メール

1. ステータスについて
2. 通知メールについて



5. ステータス・通知メール

5-1 ▶ ステータスについて

本事業では、ステータスにて各申請の進捗状況が確認できます。



単独(法人)/コンソーシアム幹事社のポータル表示ステータス

登録申請開始～採否の決定までのステータス表示

事業者情報のステータス

未完了	情報の入力が行われる前の状態です。入力が必要です。
入力済	情報の入力が完了しています。修正するには、「確認」ボタンから入力画面にいき、「修正」を押下して修正ができます。
提出済	事務局へ提出された状態です。
要訂正	事務局での審査において指摘事項があるため差戻しが行われています。「訂正」ボタンから指摘内容を確認し対応してください。
審査中	事務局にて審査を行っています。

構成員情報・ITツール情報のステータス

未完了	情報の入力が行われる前の状態です。入力が必要です。
構成員入力中	構成員が情報を入力をしています。
構成員入力済	構成員の情報入力が完了しています。幹事社による承認が必要です。
入力済	幹事社が構成員の入力情報を確認し、幹事社の承認が完了した状態です。
提出済	事務局へ提出された状態です。
要訂正	事務局での審査において指摘事項があるため差戻しが行われています。指摘内容を確認し、幹事社は構成員に訂正を依頼するか構成員の取り下げを行ってください。
構成員訂正中	構成員が訂正を行っています。
審査中	事務局にて審査を行っている状態です。

5-1 ▶ 申請情報の削除、登録申請後の取り下げ



コンソーシアム幹事社のポータルにて表示される構成員の表示ステータス

採択後の幹事社のポータルにおける構成員ステータス表示

※画面イメージ

コンソーシアム構成員管理

検索条件

検索結果

検索結果: 1-2件(2件中)

● 黄色・・・構成員の各種申請で提出待ちの申請があります。内容を確認の上、事務局に申請してください。
● 赤色・・・事務局での審査において指摘事項があるため差戻しが行われています。
● 指摘内容を確認し、幹事社は構成員に訂正を依頼するか構成員の取り下げを行ってください。

最初のページ 前へ | 次へ 最後のページ

構成員管理番号	構成員名	構成員ステータス	ステータス最終更新日	担当部署	担当者氏名	担当電話番号	担当携帯	担当メールアドレス	最終ログイン	操作
m001	法人構成員 テスト02	構成員入力 済	2023/0 3/15	担当部署名	担当者氏名	00000000 000	07000000 000		2023/0 3/07	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="background-color: #ff9800; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 3px;">● 提出</div> <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 3px;">● 詳細</div> <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 3px;">● 削除</div> </div>
m002	代表者氏名	不備差戻し	2023/0 3/15	担当部署名	担当者氏名	00000000 000	07000000 000		2023/0 3/07	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="background-color: #f44336; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 3px;">● 訂正</div> <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 3px;">● 詳細</div> </div>

前へ | 次へ 最後のページ

構成員入力中

構成員が申請情報を入力している状態です。

構成員入力済

構成員の情報入力が完了した状態です。この後、幹事社は承認をして、提出を行ってください。

登録申請中

事務局への登録申請が完了し、事務局にて審査が行われている状態です。

不備差戻し

事務局での審査において指摘事項があるため差戻しが行われています。指摘内容を確認し、幹事社は構成員に訂正を依頼するか構成員の取り下げを行ってください。

構成員訂正中

構成員が差戻し内容について対応中です。

構成員訂正済

構成員の訂正が完了しています。幹事社は承認をして、提出を行ってください。

採択

外部審査委員会による審査が完了しコンソーシアム構成員として採択された状態です。

5-2 ▶ 通知メールについて

本事業では、各種通知、お知らせを事務局からメールにて行います。
申請を行う際には、事務局からのメールを受信できるメールアドレスを登録し、必要に応じて受信設定を行ってください。

@it-hojo.jpを受信できるように設定してください。



IT導入支援事業者登録申請において通知されるメール一覧

法人(単独)・コンソーシアム幹事社に通知されるメール

パスワード設定メール	仮登録が完了したことを通知し、パスワード設定のURLが記載されています。
パスワード設定/変更完了メール	パスワードの設定が完了したことを通知します。 ログインIDとIT事業者ポータルURLが記載されています。
登録申請完了メール	登録申請が完了したことを通知します。
事業者情報の不備差し戻しメール	事務局の審査にて不備があり差し戻しを行ったことを通知します。
採否通知メール	外部審査員による審査を経て決定した、IT導入支援事業者登録の登録申請の採否を通知します。

コンソーシアム幹事社に通知されるメール

構成員情報の不備差し戻しメール	事務局の審査にて構成員情報に不備があり、構成員に差し戻しを行ったことを通知します。
構成員情報の更新通知メール	構成員のステータスに変更があった際、1日1回通知します。

コンソーシアム構成員に通知されるメール

アカウント発行通知メール	構成員ポータルが発行されたことを通知します。 ログインID・パスワードを設定するためのURLが記載されています。
ログインID登録完了メール	ログインID・パスワードの設定が完了したことを通知します。 構成員ポータルURLが記載されています。
構成員情報の不備差し戻しメール	事務局の審査にて構成員情報に不備があり、構成員に差し戻しを行ったことを通知します。
構成員採否通知メール	外部委員会による審査を経て、コンソーシアム構成員としての登録申請の採否を通知します。



6. 採択後の情報変更・辞退(取り下げ)

1. 情報変更について
2. 辞退(取り下げ)について



6. 採択後の情報変更・辞退(取り下げ)

6-1 ▶ 情報変更について

IT導入支援事業者登録完了後、事業者情報に変更が生じた場合は速やかに手続きを行ってください。変更手続きには、情報変更(申請不要)と情報変更(申請あり)があり、それぞれIT事業者ポータルから行うことができます。

採択された事業者の事業譲渡や、個人事業主の法人化等が生じた場合は、本事業のコールセンターへご連絡ください。

■ 情報変更(申請不要)

事務局への申請は不要です。IT事業者ポータル上で変更を行ってください。

■ 情報変更(申請あり)

事務局への申請が必要です。IT事業者ポータルから申請を行ってください。

情報変更は、IT事業者ポータルのサイドメニューから変更手続きを開始してください。



6-1 ▶ 情報変更について

 法人(単独)の情報変更が必要な項目

情報変更(申請不要)	情報変更(申請あり)
<p>基本情報の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 申請者向け会社紹介コメント ■ 問い合わせ先:電話番号 ■ 問い合わせ先:FAX番号 ■ 問い合わせ先:メールアドレス ■ 担当部署名 ■ 担当者氏名 ■ 担当部署住所 ■ 担当連絡先:会社電話番号 ■ 担当連絡先:携帯電話番号 ■ サポート地域 ※地域の追加のみ変更可能 <p>ハードウェアの販売についての変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ハードウェア販売予定の掲載 	<p>基本情報の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法人名 ※1 ■ 本店所在地 ※1 ■ 代表者の役職及び氏名 ※1 ■ 会社URL ■ 代表電話番号 ■ 担当メールアドレス <p>ハードウェア販売予定の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ハードウェア販売予定の変更 ※「販売予定なし」で登録している場合のみ「販売予定あり」に変更可能 <p>各種情報セキュリティ認証取得状況についての変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各種情報セキュリティ認証取得状況 ※取得していない認証のみ「有」に変更可能 <p>添付書類の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法人の履歴事項全部証明書写し <p>※1 履歴事項全部証明書(発行日が変更申請提出日より3か月以内のもの)の添付が必要です。</p>

 コンソーシアム幹事社の情報変更が必要な項目

情報変更(申請不要)	情報変更(申請あり)
<p>基本情報の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 申請者向けコンソーシアム紹介コメント ■ サポート地域 ※地域の追加のみ変更可能 ■ 問い合わせ先:電話番号 ■ 問い合わせ先:FAX番号 ■ 問い合わせ先:メールアドレス ■ 担当部署名 ■ 担当者氏名 ■ 担当部署住所 ■ 担当連絡先:会社電話番号 ■ 担当連絡先:携帯電話番号 <p>ハードウェアの販売についての変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ハードウェア販売予定の掲載 	<p>基本情報の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ コンソーシアム名 ■ 幹事社名 ※1 ■ 本店所在地 ※1 ■ 代表者の役職及び氏名 ※1 ■ 会社URL ■ 代表電話番号 ■ 担当メールアドレス <p>ハードウェア販売予定の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ハードウェア販売予定の変更 ※「販売予定なし」で登録している場合のみ「販売予定あり」に変更可能 <p>各種情報セキュリティ認証取得状況についての変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各種情報セキュリティ認証取得状況 ※取得していない認証のみ「有」に変更可能 <p>添付書類の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法人の履歴事項全部証明書写し ■ コンソーシアム協定書または契約書 <p>※1 履歴事項全部証明書(発行日が変更申請提出日より3か月以内のもの)の添付が必要です。</p>

6-1 ▶ 情報変更について

 コンソーシアム構成員(法人)の情報変更が必要な項目

情報変更(申請不要)	情報変更(申請あり)
<p>基本情報の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 問い合わせ先:電話番号 ■ 問い合わせ先:FAX番号 ■ 問い合わせ先:メールアドレス ■ 担当部署名 ■ 担当者氏名 ■ 担当連絡先:会社電話番号 ■ 担当連絡先:携帯電話番号 	<p>基本情報の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法人名 ※1 ■ 本店所在地 ※1 ■ 代表者の役職及び氏名 ※1 ■ 会社URL ■ 代表電話番号 ■ 担当メールアドレス <p>各種情報セキュリティ認証取得状況についての変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各種情報セキュリティ認証取得状況 ※取得していない認証のみ「有」に変更可能 <p>添付書類の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法人の履歴事項全部証明書写し <p>※1 履歴事項全部証明書(発行日の変更申請提出日より3か月以内のもの)の添付が必要です。</p>

 コンソーシアム構成員(個人事業主)の情報変更が必要な項目

情報変更(申請不要)	情報変更(申請あり)
<p>基本情報の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 問い合わせ先:電話番号 ■ 問い合わせ先:FAX番号 ■ 問い合わせ先:メールアドレス ■ 担当部署名 ■ 担当者氏名 ■ 担当連絡先:会社電話番号 ■ 担当連絡先:携帯電話番号 	<p>基本情報の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 代表者氏名(改姓等による変更のみ) ※2 ■ 代表電話番号 ■ 会社URL ■ 屋号・商号 ※3 ■ 現住所 ※2 ■ 事業所所在地 ※3 ■ 担当メールアドレス <p>各種情報セキュリティ認証取得状況についての変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各種情報セキュリティ認証取得状況 ※取得していない認証のみ「有」に変更可能 <p>添付書類の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 運転免許証、もしくは住民票の写し <p>※2 変更後の住所が確認できる運転免許証(有効期限内のもの)、もしくは住民票の写し(発行日の変更申請提出日より3か月以内のもの)の添付が必要です。</p> <p>※3 変更後の屋号・商号と事業者名(代表者名)及び事業所所在地が確認できる資料の添付が必要です。(名刺、ちらし、ショップカード等)</p>

6-2 ▶ 辞退(取り下げ)について

IT導入支援事業者登録完了後、取り下げる場合にはIT事業者ポータルから取り下げを行ってください。

IT導入補助金2023
令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業
令和3年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業

申請番号: SIT04-0001799
コンソーシアム名: コンソーシアムテスト
事業者名: 幹事社テスト

メインページ パスワード変更 ログアウト

IT導入支援事業者 情報関連

- IT導入支援事業者 情報詳細
- 情報変更(申請不要)
- 情報変更(申請あり)
- 取り下げ申請**
- 構成員追加
- 構成員一覧

ITツール関連
交付申請関連
その他

IT導入支援事業者 取り下げ申請入力

0% 100%

IT導入支援事業者取り下げ申請

取り下げ申請理由 1000文字以内で入力してください

必須

次へ

IT事業者ポータルのサイドメニューの【取り下げ申請】から手続きを開始してください。

IT導入補助金2023
令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業
令和3年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業

申請番号: SIT04-0001799
コンソーシアム名: コンソーシアムテスト
事業者名: 幹事社テスト

メインページ パスワード変更 ログアウト

IT導入支援事業者 情報関連

- IT導入支援事業者 情報詳細
- 情報変更(申請不要)
- 情報変更(申請あり)
- 取り下げ申請**
- 構成員追加
- 構成員一覧

ITツール関連
交付申請関連
その他

IT導入支援事業者 取り下げ申請確認

0% 100%

IT導入支援事業者取り下げ申請

取り下げ申請理由 事業を取りやめることになったので取り下げます

※入力内容をご確認の上、「申請」ボタンを押下してください。
「申請」ボタンを押下後、入力された情報は事務局へ送信され編集、変更はできなくなります。

戻る 申請

取り下げ理由を入力し、事務局へ申請してください。事務局にて取下げ申請が受理された後はIT事業者ポータルへログインできなくなります。



7. お問い合わせ



7. お問い合わせ



IT導入補助金HP

<https://www.it-hojo.jp/>

お問い合わせは下記連絡先までお願いいたします。

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター



0570-666-424

(通話料がかかります)

IP電話等からの
お問い合わせ先

042-303-9749

受付時間 9:30~17:30 (土・日・祝日を除く)

※電話番号はお間違えのないようお願いいたします。(通話料がかかります)

【更新履歴】

2023/03/20		新規作成
2023/04/03	P.49	「4-4 構成員情報の入力」の注釈を削除 ・メールの有効期限についての記載を削除
2023/04/17	P.60~P.63	採択後の情報変更、取り下げについてのページを追加
2023/04/17	P.27	「3-10 確定申告書について」受領の注意点に追記